

令和7年

予算審査特別委員会会議録

令和7年3月17日

(第 3 日)

忠岡町議会

令和7年 予算審査特別委員会会議録（第3日）

令和7年3月17日午前10時、予算審査特別委員会を忠岡町委員会室に招集した。

1. 出席委員は、次のとおりであります。

委員長	前川 和也	副委員長	小島みゆき
委員	二家本英生	委員	三宅 良矢
委員	尾崎 孝子		
議長	北村 孝		

1. 欠席委員は、次のとおりであります。

なし

1. 本委員会に、出席を求めた理事者は、次のとおりであります。

町 長	杉原 健士	副町長	坂上 佳隆
町長公室長	立花 武彦		
町長公室次長兼自治防災課長		町長公室次長兼秘書人事課長	
	南 智樹		中定 昭博
産業住民部長	新城 正俊		
産業住民部次長兼生活環境課長		産業住民部次長兼住民人権課長	
	小倉由紀夫		谷野 彰俊
健康福祉部長	二重 幸生	健康福祉部次長兼保険課長	
			大谷 貴利
教育部長兼教育総務課長		教育部理事兼学校教育課長	
	村田 健次		石本 秀樹
消 防 長	岸田 健二	消防次長兼予防課長	下川 浩幸

(各課課長同席)

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	柏原 憲一
主 査	酒井 宇紀

(会議の顛末)

委員長（前川和也議員）

おはようございます。

先週、水、木と予算委員会がありまして、そして金、土、日と間が空いて、今日が最終日というところで、特会から始まり企業会計、総括、そして意見集約というふうにあるわけですけれども、皆様方に進行にもご協力いただきながら、最終最後まで充実した予算審議ができますように、私も委員長として取り組んでまいりますので、どうかご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

(「午前10時00分」開会)

委員長（前川和也議員）

それでは、早速ではありますが、議案第20号 令和7年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計予算について、187ページから217ページまでの審査を行います。

それでは、説明、よろしく願いいたします。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

予算書の187ページをお願いいたします。

議案第20号 令和7年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計予算について、ご説明申し上げます。

第1条は、歳入歳出予算で、第1項歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ17億7,723万2,000円と定めるものでございます。

第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

第2条は、一時借入金で、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高額を6億円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の流用で、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の金額を流用することができる場合、次のとおりと定めるもので、第1号保険給付費の各項に計上されている予算額に不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用でございます。

内容につきましては、資料によりご説明をさせていただきます。

お手元にご配付の令和7年度国民健康保険事業勘定特別会計予算資料をお願いいたします。

では、1ページをお願いいたします。

国民健康保険事業勘定特別会計当初予算額で、令和6年度、令和7年度の歳入歳出予算額でございます。

まず、左側の表、歳入につきまして、令和7年度歳入の予算額の列をお願いいたします。1行目、国民健康保険料から順にご説明いたします。

国民健康保険料の予算額は3億493万8,000円で、前年度に比べ10.5%の減となります。これは団塊の世代が後期高齢者医療制度への移行が完了したことによる被保険者数の減によるものでございます。

使用料及び手数料の予算額は10万円で、前年度と相違はございません。

国庫支出金の予算額はゼロ円でございます。

府支出金の予算額は12億5,627万1,000円で、前年度より9.3%の減となります。内訳といたしましては、主に保険給付費等交付金で医療費の支払いや大阪府統一基準の保健事業に充てられる交付金の普通交付金が12億3,209万1,000円、忠岡町として特別な事情によるものや、徴収率の向上やさらなる保健事業の取組など、忠岡町の取組が評価される保険者努力の評価などで交付される特別交付金が2,233万1,000円がでございます。

財産収入の予算額は5,000円で、これは忠岡町国民健康保険事業財政調整基金の利子収入でございます。

繰入金の予算額は2億1,466万5,000円で、前年度と比べ8.0%の減となります。これは事務費繰入金や保険基盤安定繰入金の減などによるものでございます。

繰越金の予算額は1,000円で、前年度と相違はございません。

諸収入の予算額は125万2,000円で、前年度と比べ39.0%の減となります。主に出産貸付返済金の減によるものでございます。

以上、歳入合計17億7,723万2,000円となり、前年度と比べ9.4%の減でございます。

次に、右側の表、歳出につきまして、令和7年度歳出の予算額をご覧ください。

1行目、総務費の予算額は4,699万4,000円で、前年度と比べ9.2%の減となります。これは主に人件費の減でございます。

保険給付費の予算額は12億952万9,000円で、前年度と比べ9.4%の減を見込んでおります。

医療費につきましては、大阪府の試算結果と本町の令和6年度実績見通しと3か年の平均を基に計上しております。

1人当たりの医療費は増加傾向にある中、被保険者数が減少傾向にあるため、総額としては減少に転じております。

医療費の支出に必要な費用は、歳入でいうところの府支出金がこれに当たります。

国民健康保険事業費納付金の予算額は4億7,137万2,000円で、前年度と比べ10.0%の減となります。

保険事業費の予算額は2,717万2,000円で、前年度に比べ4.5%の減であります。これは主に出産費貸付金の減に伴うものでございます。

基金積立金の予算額は5,000円で、これは忠岡町国民健康保険事業財政調整基金における積立金を計上するものでございます。

公債費の予算額は13万9,000円で、一時借入金の利子支払い分でございます。

諸支出金の予算額は202万1,000円で、前年度と同額でございます。これは主に遡って国保の資格喪失などなった場合に、保険料を還付するための還付金でございます。

予備費2,000万円につきましても前年度と相違はございません。

以上、歳出合計が17億7,723万2,000円となり、前年度と比べ9.4%の減でございます。

資料の2ページは、ただいまの令和7年度予算歳入歳出の構成比になります。後ほどご高覧ください。

では、資料の3ページをご覧ください。

被保険者数の推移及び推計でございます。令和7年度の見込みの欄をご覧ください。

右から4列目ですね、被保険者数、平均でございますけれども、2,886人と見込んでおります。

4ページ以降は、主に保険給付費の推移と推計でございます。

まず、資料の4ページをお願いいたします。

療養給付費でございます。これは病院等の受診に係る医療費の保険者負担分でございます。

令和7年度予算の行をご覧ください。1人当たりの支出額を35万774円と見込み、年間支出額を10億1,233万3,000円と見込みました。

次に、5ページをご覧ください。

療養費でございます。柔道整復療養費や、はり・きゅう・あんま・マッサージ等の施術料などの費用に係る保険者負担分で、令和7年度予算の行をご覧ください。1人当たりの支出額を7,163円と見込み、年間の支出額を2,067万3,000円と見込みました。

次に、6ページをご覧ください。

高額療養費でございます。令和7年度予算の行をご覧ください。1人当たりの支出額を5万5,049円と見込み、年間の支出額は1億5,887万円と見込んでおります。

次に、7ページをご覧ください。

出産育児一時金及び葬祭費についてでございます。令和7年度予算の行をご覧ください。出産育児一時金は18件で900万円、葬祭費は30件で150万円と見込んでおり

ます。

次に、8ページと9ページでございますが、医療費の推移と推計でございます。先ほどの4ページから5ページは保険者負担分でございますが、ここでは医療費の総額10割分となります。後ほどご高覧ください。

説明は以上でございます。どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。

委員長（前川和也議員）

説明は、以上のおりでございました。

これよりご質疑をお受けいたします。いかがでしょうか。

二家本委員、どうぞ。

委員（二家本英生議員）

おはようございます、3日目もよろしくお願いいたします。

6点ほどあるんですけども、その辺りは途中で、また誰かいらっしゃったら、お願いします。

委員長（前川和也議員）

そうですね、もし長くなるようでしたらね、切りのええところであったら、もし自己申告していただければ。

委員（二家本英生議員）

はい、分かりました。よろしく申し上げます。

まず保険料の、今回令和7年度の大阪府の統一保険料について質問したいと思います。

忠岡町保険課からの令和7年1月に発表された令和7年度国保市町村標準保険料の本算定結果について、概要という資料の中では、令和6年度本算定保険料よりも若干下がってはいるんですが、令和5年度と比べるとやっぱり高くなっています。令和6年度の保険料の値上げが大きかったからだと思います。確定している令和5年度決算では、大阪府の国保収支は144億3,797万円もの大幅な黒字となっています。国保の都道府県化がされてからずっと黒字続きなのに、保険料、率は下がらず、逆に引き上げられ、黒字の剰余金が保険料引下げに回らず、大阪府と市町村の中にため込まれている。国保加入者には納得がいかないところであります。

令和5年度大阪府国保決算では剰余金132億円があり、府はその半分の66億円を保険料抑制に投入し、残り66億円を基金に積み立てています。剰余金が出るのは、厚生労働省の令和4年度の資料でも、大阪府の国民1人当たりの医療費は全国で第15位なのに、国保料は全国トップである。保険給付費を多く見積もり過ぎて保険料を多く徴収して、返さないで大阪府と忠岡町にため込んでいるということになります。これはとても保険料を払ってる人からについては、許し難いことであります。取り過ぎた保険料は全額加入者に返すべきであります。保険料を引き下げるべきであると思いますが、いかがでしょうか。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

今回、令和7年度の保険算定につきまして結果ですね、さきの委員会のほうでもご報告させてもうたとおり、団塊の世代の方が国保から後期高齢者のほうへ、ほぼ行き切ってしまったということが、一番大きな要因だというふうに聞いております。確かに平成30年の都道府県化から令和6年度まで、トータルで言いますと右肩上がりの状態で、確かに料率は引き続き上がってきていたのは事実でございます。とはいうものの、その中でできる限りの工夫、公金の導入の仕方であったりとか、本来その市町村に残るべき基金の財源とかも、保険料を抑制するために活用したりとか、毎年、その時点時点で可能な工夫というのは、全市町村合意の下、工夫はしてきたということでございます。

1人当たりのやはり医療費が高止まりの状況になっているという事実はございますので、今後、団塊の世代の方が抜け切ったことの状態であるんですけども、やはり1人当たりの保険料というものは依然高止まりの状況になってございますので、その辺は今後の推移を見守りつつ、さらなる公金導入であったりとか、工夫を我々市町村のほうからも大阪府、また国のほうに要望を今後もし続けていくということは重要だというふうに認識してございますので、その辺は我々はまた引き続き努力してまいりたいと思います。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

費用の高止まりっていうのもあったり、あと引き続き保険料も要望していくということなんですけども、今回頂いた資料の中で4ページですね、資料の4ページ。ここで示されている中の保険給付費の推移及び推計なんですけども、この資料を見ても、1人当たりの保険給付費の支出額なんですけども、令和6年度の当初予算、一番下の段に書いてるんですかね、これ見たら36万4,925円となっています。ただ、今実際の令和6年の見込みであれば、真ん中の欄ですかね、32万211円となっています。この間の開きがね、4万4,714円あります。大幅な黒字ってのはこれが原因じゃないかと思います。ですので、その令和7年度の保険料ね、この金額を使えば4万円程度引下げが可能ではなかったんでしょうか。その点はいかがでしょうか。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

あくまで結果の話にはなってくるかと思うんですけども、なかなかその次年度の保険料を算定するタイミングで、1年以上先のことを推測するというのが非常に難しい作業にはなっております。その時点での1年先、もっと先ですね、どういうふうな社会情勢も含めて、国の動向とか、そういったいろんな面ですね、そういった推計を駆使して、なおかつ過度な負担にならないような形を考えながら、毎年の保険料の料率を決めていっているような状況でございますので、結果的に確かにその下回るということもあろうかとございますが、それはあくまでちょっと結果の話でございますので、できる限り今後ですね、令和7年度だけではなく8年、9年とこの先ずっと続いていく話なんですけども、保険料率、次年度の推計をする上で、もっと工夫はできることはあるかと思っておりますので、そこは引き続き我々市町村と大阪府と協力しながら、どういったことができるのかということも考えていきたいというふうに考えております。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

これから、当然結果が出てこれなんですけど、これから推計とかを駆使して、令和8年度、9年度もっと工夫していくってことなんですけども、これずっと言われてて、なかなかそれでも引下げがされてなかったっていうのが実情なんで、やっぱり実情は取り過ぎていて感否めないところがあります。

ちょっと違った視点から質問させていただきます。国民健康保険ですが低所得が加入する保険であります。中でも低所得の世帯には、国より自動的に保険料の軽減がされます。その政令軽減世帯は忠岡町では7割軽減世帯が、国保加入世帯の43%、5割軽減世帯が19%、2割軽減世帯が14%、合計すると、忠岡町の国保加入世帯の75%が政令軽減世帯であります。大阪府下でも、本町は政令軽減世帯の割合が高い自治体であります。そのような低所得が加入する国保料が、所得200万円世帯の単身世帯のモデルケースで、忠岡町は全国1、700余りの市町村の中で、高いほうから8番目、全国第8位であります。大阪府は統一保険料なので、府下のほとんどがこの全国8位になってしまいます。低所得の国保加入者からの取り過ぎをやめて、この保険料はやっぱり国保加入者に返す考えはないんでしょうか。お願いします。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

事業費納付金というものが毎年、我々市町村が大阪府のほうに納付をしていかなければ

いけないという中で、先ほどの保険料率のときにもちょっと言いましたけども、その推計に基づいて料率を掛けたものを、実際住民さんのほうから保険料として頂くというふうな、そういう仕組みがございますので、その仕組みの中で、確かに保険料をちょっと取り過ぎたというものが、ちょっとそれが正しいのかどうかあれなんですけど、剰余金という形で翌年度に繰越しされる財源の一部も、それは次年度以降の保険料の抑制のための財源として使われているということがございます。直接、現年度に還元するというのは、なかなかそれはちょっと制度的にできないんですけども、次年度以降の保険料の抑制の財源という形では使われているということは実際ございますので、なかなかそこは直接的には見えない部分かもしれませんが、実際そういうふうな形で活用されているということで、どうかご理解のほどよろしくお願いいたします。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

毎年、剰余分を翌々年度の引下げに使うということなんですけど、やっぱりもともとが取り過ぎてるんです。やっぱりこの保険給付費っていうのは、もともとやっぱり過大に見積もり過ぎじゃないかなと思います。やっぱりこの高い保険料を徴収して、取り過ぎた保険料は返さないで、大阪府と忠岡町にため込むやり方は、やっぱり低所得者が加入する国保のすることではないと思いますので、その点は指摘しておきます。

続いての質問に移ります。先ほどから納付金の問題について質問いたします。

令和7年度の忠岡町国保会計の当初予算の中では、大阪府への納付金が4億7,137万2,000円、前年度10%減となっておりますが、この納付金が多過ぎるのではないのでしょうか。令和5年度の忠岡町国保会計の決算では、保険給付費が2,800万円も減っているのに、大阪府への納付金は逆に991万8,000円も増えています。差額で言えば3,791万円もの乖離があります。忠岡町単独の国保であれば、医療費水準に合わせた保険料に設定するはずであります。しかし、大阪府は医療費の過去3年分の平均値で、それも確定値で算定するため、3年から5年前の医療費で算定することになります。健保加入義務化が進んで、加入者が国保から健保に移って減少していることも反映されていません。大阪府全体では大きな誤差となってしまいます。制度的に欠陥があるのではないのでしょうか。また、その納付金が高過ぎるとは思わないのでしょうか。答弁をお願いいたします。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

納付金につきましては、先ほども言いましたように、算定する時点で、向こう1年、2年先の状況を推計をすることがされておりますが、なかなかそこは難しい部分だと認識しております。あくまでその医療費の、どれぐらいが必要になるかという部分は非常に推計は難しい、一番難しいポイントだというふうに思います。過去のそういった積み重ねとか、そういったものからもちろん見えてくる部分もあるかと思ひますし、今後のそういった社会保険の適用拡大であったりとか、そういった将来に向けてのそういう制度改正に伴う分の見積りというものも非常に重要だと思ひます。

しかしながら、先ほどおっしゃってましたように社会保険の適用拡大というものも、さらに進めていくということは国としても考えてございますので、なかなかその辺の影響というものがリアルタイムで反映できるかという、実際そうではございません。実際、去年の10月から適用の拡大がされておりますが、その辺の影響というものも、一応7年度の事業費納付金の中にもその辺の影響というものは加味はされておりますけれども、まだタイミング的にデータという部分に関しましては、ほぼないような状況の中でのもちろん推計という形で計算されております。なかなか難しい部分でございますので、ここらを我々としても大きな誤差がないように、できるだけ正しい、正しいといひましょうか、実態に即した数値を出していただくということを、大阪府に、これは今までもずっと求めております。その中で過去、かなり乖離のあった年もございますが、近年そういった乖離もだんだんと縮小されてきつつはございますので、これを完全になくすというのは、なかなか難しいと思ひます。さらなるそういった予測のやり方ですね、技術的なものになると思ひますけれども、その辺も含めて、先ほどから答弁させてもうておりますように、引き続き大阪府、我々市町村も共同で考えていきたいというふうに思ひておりますので、よろしくお願ひいたします。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

なかなか、現状、現状をリアルタイムで反映するのは、なかなかできないっていうのは分からないでもないんですけども、ただやっぱり納付金というのが高過ぎるような感じがします。あと、令和2年度では新型コロナの影響で受診抑制があり、保険給付が大幅に減ったのに、令和5年度から6年度の保険料は下がるどころか値上がりはしてました。過去3年間の医療費の平均値が下がっているのに、算定も反映されないのはおかしいと思ひます。令和7年度の保険料が僅かばかり下がったといひても、まだまだ令和5年度よりも高い水準であります。令和5年度からは、市町村国保会計の基金を大阪府が吸い上げることまでしてきています。国保加入者から全国トップクラスの高い国保料を取っておきながら、取り過ぎた保険料は納付金で上納させて、大阪府がため込むのは許し難いことであります。忠岡町は、この納付金を引き下げてほしいということをおもってはないんでしょ

か。答弁をお願いいたします。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

いろいろとコロナの時期もございました。その時期は、確かに医療費は下がりましたけれども、それはあくまで特別な要因だということで、その辺も通常の流れの中に、そこを切り取って考えてしまうと、もう納付金というものがもう極端に下がってしまうんですけども、その辺は、コロナも終わりましたので、現実には即した形での推計ということはされております。事業費納付金は先ほどから言っておりますように、なかなか難しいものでございますので、取り過ぎというのも確かに、そう考えてしまう面も仕方がないのかなとは思っておりますけれども、確かに乖離があまり大きければ、我々市町村のほうとしても、その事業費納付金を払うための財源を確保しなければいけないということを考えなければいけないというふうなことがございますので、とはいうものの現状、大阪府の仕組みですね、大阪府といいますが国保の仕組みとして、こういうやり方が、今のやり方が決まっております以上は、そこを市町村の判断で覆すということも現実的にはできませんので、その辺は先ほどからも答弁されておりますように、さらなるそういった工夫を求めていくという形で要望してまいりたいというふうに思います。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

国保の運営指針が決まっているということで、ちょっとこの辺については、また後ほど質問させていただきたいと思います。

そういうことなんですけど大阪府の国保の基金残高ですけども、先ほども結構ため込んでることも話ししてました。大阪府の国保の基金残高ですけど、令和2年度から令和6年度の、6年度は見込みになると思うんですけども、6年度までの5年間のこの推移等を明らかにしてもらいたいんですけども、その辺は数字出ますでしょうか。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

今持っている資料は最新の分しかございません。なので、2年から最新までの分というのは、今ちょっと数字を示すことはできません。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

最新の分はどれぐらいなるんでしょうか。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

令和5年度末の基金積立保有額なんですが、これ154億1,000万円ですね。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

令和5年度末では154万1,000円っていう形ですか。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

154億1,000万円です。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

大阪府の国保の会計にも154億たまってるっていうことで、やっぱりこれは財政安定化基金っていても、やっぱりこれだけ取り過ぎた分をためてるということだと思います。大阪府が全国に先駆けて統一保険料を実施して、医療費を過大に見積もって、国保加入者から全国トップの高い統一保険料を取って、収支黒字が多額に出ても保険料は引き下げず、納付金を必要以上に市町村から上納させて、大阪府の基金にため込んでいる。低所得の国保加入者からは取り過ぎると、こんな制度の制度的な欠陥の大阪府のやり方は許し難いと思います。

続いて質問していいですか。

委員長（前川和也議員）

一旦、ちょっとほかの方にお譲りいただけたらと思いますが、いかがでしょうか。もしなければ引き続き。

三宅委員、お願いします。

委員（三宅良矢議員）

ちょっと今の二家本さんの話も聞きながら、ちょっと気になったんですけど。社会保険の適用が拡大になって、社保に移る方が増えましたと。じゃあ、仮に今の仕組みというものが変わらないという前提だったら、今後、介護保険料1人当たりの負担についてはどのような金額になっていくと予測されていくんでしょうか。

委員長（前川和也議員）

介護。これ国保。

委員（三宅良矢議員）

国保でしょう。国保の保険料の1人あたりは幾らか。

委員長（前川和也議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

ちょっともう一度、質問のほうをお願いします。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

今の人数でいうと、これまででしたら後期高齢に移る方が多くて、国保に残る方、死亡とかそういう形で前後あったじゃないですか。社保に適用される方が増えました。国保が抜けます。僕の勝手な見立てなんですけど、社保に移られる方って働ける方が多いんで、働ける方、必然的にある程度自己管理も、医療費も平均的に少ないかなと。すると、残りの方は、僕の被後見人ほぼほぼ国保ですわ。やっぱり医療費いっぱい使いますわっていう方が残ります。というような状況になった中で、じゃあ1人当たりが負担となる国保って平均的に上がっていくのではないかなと思うんです。そうなったときに、大体、今後の見込みとか予測ってどのような形。このような現象が仮に続いていくとすれば、どのようなぐらい負担が増えていくんでしょうかという質問です。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

社会保険のまず適用拡大というものがまだまだ続く見込みでございます。そうなってくると、所得のある方、今現在所得のある方がどんどん社会保険に抜けていくということになりますので、おのずとその保険料が負担できるのが低所得の方の割合がですね、今以上に増えていくということになります。そういった方々、やはり保険料負担というものがそんなに多く、もちろん求めることはできませんので、それに代わる形としましては、やは

り公費の負担というものを拡充していかなければ、そもそもこの国保の制度というものが成り立たなくなっていってしまいますので、今の時点でも社会保険の適用拡大はある程度やむなしとして、じゃあ最終的に国保に最後の受皿としての国保の制度を維持するためには、やはりもっとさらなる公的な負担を国の方も入れていくべきだというふうな、そういったご意見も今のところ出ておりますので、三宅議員がおっしゃるみたいに、やはりこのままでは、ますます財政的な面が脆弱になっていくのは間違いございません。今のままであればということになりますので。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

すると、町の見解としたら、個人の負担を増やさず、低所得の方が中心になっていくので、個人の負担が増えることよりも、まあ言わば繰入れとか、そういったことを含めて充実させていかないといけないって考えているということですね。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

そうですね、公的な財源をもっと入れていく必要があると、簡単に言えばそういう、いかざるを得ないのかなということでございます。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

はい、分かりました。

あと1点、これちょっとずれてすみません。忠岡町内の医療体制の状況ということで、隣に救急のすばらしいものが建ったんで、大変ありがたいところでもあるんですけど、前からいろいろお話を聞くと、やっぱり開業医の先生の平均年齢が上がってきて、だんだんと高齢化していると。これは日本全国どこでも言えると思うんですが、町内の開業医の平均年齢とか、ドクターの平均年齢を調べたりとか、そういう分析されたことってありますか。いつも出してくれる、これ以外にも、要は人足らへんとか、状況足らへんってなったら、やっぱり分析要るわけじゃないですか。例えば、開業医の平均年齢がこれだけ上がってきてますとか、数がこっだけ減ってきてますとか、そういう資料って今まで見たことないかなと思ったんですけど、その辺に関しての情報の調査とかはどのような感じでしょうか。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

今、三宅委員がおっしゃっていますような調査は、今まではしたこともございませんので、そういった数値は持ってございません。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

忠岡駅周辺が活性化、これ別に批判しているわけでも何でもないんですけど、忠岡町駅付近が、例えば活性化してないから100万出して開業資金、公費で出しているわけじゃないですか。例えば、忠岡でも、多分、北出、忠岡の下の北区の中3丁目、南3丁目、北3丁目とか、あと高月南に多分開業されている病院とか診療所ないと思うんで、私は将来的には医療のそういう安心の底入れとして、そういったところで開業されたら、例えば、すみません、ちょっと飛ぶんですけど、固定資産税をね一切もらわんでよくなるとか、例えば開業したら、その開業資金支援するとか、何かそういうのを抜本的にやっていかへんかったら、ただただ医者がいなくなる、いなくなる、いなくなっています。例えば、何かの健康の何かを展開するときにもできません、これもできません、医者いないんで判断もできません。で、5歳児健診もちょっとお願いしてても、いやもうそれに対応できる医者が少ないんですよ言われたら、もう何もできないじゃないですかってことになると思うんですよ。その辺りは総合的に調査して、ある程度めどとか対策を打っていかないとイケないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

今、三宅委員がおっしゃっています言われたことにつきましても、確かに今後そういった地域の医療をどうしていくかというのは大事だと思いますので、ちょっとそこは直接、すいません、国保のこの分と関係はないようできて、関係あると思いますので、そこは今後、医師会ですね、泉大津医師会さんのほうとも、そういった地域的な問題を協議して、解決していく必要あるのかなというふうに、今のところそういうふうに考えてございます。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

医師会は医師会でどう考えているかと、別に医者が集まりやから、これからどっかでやるわけじゃないじゃないですか。もう今既におる医者が集まって話ししてる場で、なかなかそんなとこまで。それって行政、その人からしたら、行政の考え方でしょっていうことになると思うんです。別に行政が何できるかというのは、僕もまだ分からへんし。ただ、この数年、やっぱり医者がだんだん高齢化してる、足らへん、おれへん、だからいろんな事業に関して支障が出る、そういうふうな話をよう聞くので、じゃあどうしていくんですかというところへの、かじの多少の切り方に変えていっていただけないかなって僕は思うんですけど、取組としてね。それは何ができるか、僕は答えはないですよ、今。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

ちょっとこの辺の話になってくると、政策的な方面の話になってくるのかなと思いますので、また、ちょっとそこはまた、今後、忠岡町としてのそういう誘致であったりとか、そっちのほうの施策の中で考えていく必要があるのかなというふうに、すみません、これはあくまで私の個人的な今の見解ですけども、そういうふうなことも考えていく必要はあるのかなというふうには考えてございます。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

超田舎に行けば、医者おれへんとかなんかね、市町村がめちゃくちゃお金払って、来てもらったりする現実があるじゃないですか。だから、使うことに関しては、多分、制限は、国はやったらあかんとかね、仕組みとしてやったらあかんってわけじゃないと思うんで、そういったのも含めて、また改めていろいろ聞いていきますので、よろしく願いします。

以上で結構です。

委員長（前川和也議員）

他にどうでしょうか。

ないようでしたら、二家本委員、引き続きどうぞ。

委員（二家本英生議員）

先ほどの続きから行きます。先ほどちょっと話題になった大阪府の国保の運営方針についてお伺いしたいと思います。

大阪府の国保ですけど高い保険料を毎年取ってきて、国保会計の収支がずっと黒字続き

っていうのも先ほど申し上げました。忠岡町の国保会計基金の中には約7,000万円ため込まれています。私たち共産党の議員団は、やっぱり取り過ぎた保険料を加入者に返して、保険料引下げを求めてきました。ですが、忠岡町は大阪府の国保運営方針によって、保険料引下げには使えないと答弁してきてます。しかし、国保の運営方針っていうのは法令でもありませんし、技術的助言であって、あくまで市町村の合意に基づくものとされています。忠岡町は、この大阪府の国保運営指針方針に合意していますでしょうか、お答えください。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

運営方針も法の中では、もちろんまず都道府県単位での運営方針というものをつくっていかねばならないと、それが条項の中にございます。その中で、簡単に言えばルールですね、運営方針というルールは、市町村も遵守していかなければならないというふうにもうたわれておりますので、そこは大阪府の統一の合議体である我々が共同でやっていくという部分は、もちろん忠岡町がしないというわけにはいきませんので、そこはもうきちんと我々は運営方針にのっとった形で運営していく必要があるというふうには認識してございます。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

運営方針にのっとった形ということなんですけども、保険料、やっぱりもう高過ぎるっていうのはもう聞かれてると思うんです。大阪府は市町村の合意を得るようにしないとイケないことになってますから、忠岡町は忠岡町の国保基金を活用して、保険料を引き下げたいと思うのであれば、やっぱりほかの大阪府下の市町村と共に声を上げて、運営方針について反対してみたいか、その点についてはいかがでしょうか。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

運営方針につきましては、3年に1度見直しがございますので、その段階で、もちろんいろんな市町村側からのいろんな意見は、もちろん出てまいります。毎年ではなく、事あるごとに、毎年もうそういった事業運営ワーキング、財政運営ワーキングというふうなそういう部会もございますので、その中で保険料の高騰を抑制するというための、大阪府と

してのさらなる工夫であったり、財源措置というものは、もう声高で我々求めてございますので、運営方針のほうにも、具体的それがどういう形でそれが反映できるものかどうなのか、ちょっと今それは分からないんですけども、議員がおっしゃられているみたいに保険料、やはり高いと言いましょか、右肩上がりでどんどん増えていくというのは、それはもうそれは恐らく全市町村共通の認識を持っているはずですので、そこは特に先ほどから言ってますようなワーキングの場を通じて、それはもう毎回、我々意見はさせていただいているところですので、ご理解のほどお願いいたします。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

全市町村でワーキングとかで、そういう話が出てるということなんですけども、忠岡町の意見というのが、これあれですか、国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え方、これ令和5年10月31日の資料があります。その資料を見ると、忠岡町の意見としたらね、大阪国保運営方針にもこれも載ってるんですけども、引下げ、明確にはおっしゃってないような感じで見受けられます。医療費を過大に見積もることもなく、大阪府が基金ため込まないような、収支の黒字の保険料引下げに使うことを求めているとはいかがでしょうか。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

大阪府、確かに基金はございますが、やはり使い道を誤るといいう言いはちょっとどうかと思うんですけども、やはり基金いうても限りあるものでございますので、いろいろな財政的な急変、急激なそういった社会情勢の変化であったりとか、コロナとか、今後も何があるか分かりませんので、一定そういうリスクに伴う分の蓄えというの必要でございます。なので、確かにため込み過ぎるといいうのも問題だと思うんですけども、そこは可能な範囲内で、そういった基金を使うことによって、保険料の抑制に活用していただくということは、これまでも我々のほうも言うておりますので、そこは繰り返しの答弁になりますけども、そういった要望は引き続き、続けてまいりたいと思っております。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

リスクに対する財源というのもおっしゃってました。ただ、大阪府もそうです、忠岡町もそうですけど、どれだけの財源がそのリスクに対応する財源なのかっていうのも、当然

その辺は曖昧な話になってくると思います。やっぱりこういうことはきちんと、まずは集めた人から高過ぎるんであれば、その分、返していくということも必要ではないでしょうか。ましてや法令でもない、技術的助言である大阪府の国保運営方針に従うのではなくて、市町村の合意によるものであることから、加入者から必要以上に高い保険料を取る大阪府国保の運営方針に忠岡町は合意しないこと。国保基金を保険料引下げに使えるよう、府下の市町村と協力されることを今後求めていきたいと思います。

続いて、ちょっと違う質問になります。保険料の滞納と差押えについて質問したいと思います。

忠岡町は2024年度の末時点で、保険料滞納世帯が112世帯のうち、93世帯に対して短期保険証を発行しています。その発行率が83%と府下でも高くなっています。短期保険証は郵送ではなくって役場に留め置きなので、お金を持っていかなければ短期保険証ももらえない。保険料が払えなくて受診もできない。治療もできないというケースはなかったでしょうか。また、資格証明書が子供4人に発行されています。厚労省の通知の中では、滞納世帯であっても子供には保険証を発行することになっています。それはどういったことなのでしょう、教えてください。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

すみません、今のご質問なんですが、令和5年度でっていうことですか。今の短期証の制度自体が、もう昨年の12月の2日、被保険者証の廃止というタイミングで、もうこれはもう廃止されております。ですので、今現在、今日現在ですね、短期証に当たる方というのはおられません。仮に短期証の制度が今日現在まで続いていればの仮定の話になるんですけども、仮定であれば、114件の方がそれに該当するのかなというのが、私、ちょっと調べてみたんですけども。現在、ちょっともう制度自体がなくなっていますので、ちょっとすいません、これぐらいしか今ご回答ができませんので。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そうしましたら、今、子供に4人発行されている資格証明書っていうのが、今では制度が変わってないということなので、そしたら今、保険証自体は子供自体にも当然ちゃんと医療が受けられるような形になってるっていうことでよろしいでしょうか。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

12月法改正するまでのその短期証に該当するような方であっても、もうマイナンバーカードをつくられて、健康保険証のひもづけが終わっている方であれば、もう通常、マイナンバーカードで受診はもちろんできます。そういう方で、まだつくられていない方であれば、資格確認書というものはもう既に発行して、こちらのほうから送っておりますので、通常の医療は受けることは現時点では可能というふうになってございます。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

現時点ではもう資格確認書っていう、マイナ保険証の代替りのものを、資格証明書対象の方にも送っていて、それで医療は受けれてるっていう状況ですよ。確認です。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

今の資格証明書ですね、今年の12月まで制度でありましたのを、資格証明書、要は10割、保険の加入はしてるけども、窓口負担は10割になりますよという、そっちの話ですよ。ちょっとその辺、現状の説明をさせていただきますけども、今年の10月末の時点で、その資格証明書に該当する被保険者の方は21件ございました。その方には資格証明書を発行しているんですけども、それがこの10月末まで有効ということになってございますので、10月まではその資格証明書というもので10割負担というのはしていただく必要がございます。これが切れた後なんですけども、それ以降は基本、マイナ保険証を利用という形になるんですけども、その場合も特別療養費の支給対象という部分でのマイナ保険証という形の枠組みがございますので、これは何かといいますと、今までの資格証明書と同じマイナ保険証を利用しても、やはり10割の窓口負担をしていただく必要があるというような、ちょっと制限のついた、そういうものがございまして、現在、資格証明書の方につきましては、引き続き10月以降も、今私が言いました特別療養費というふうな形でのマイナ保険証を利用していただくというような形になることとなります。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そしたら、令和6年10月末に21件の方が資格証明書を発行された方に対しては、令

和6年の12月にその保険証が廃止になって、その資格確認書ですかね、が出てるかどう
かちょっと分からないんですけど、それがあってもかかわらず、令和7年度10月までは
10割負担にはなるっていうことですか。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

令和6年10月の時点で資格証明書だった方につきましては、その資格証明書の有効期
限自体が、今年10月までということになってございますので、現に今年の12月で保
険証は廃止にはなっているんですけども、まだ今、移行期間ということになってござい
ますので、保険証自体は今年12月の1日まで期限のあるものを使えるという今状況になっ
てございますので、資格証明書に関しましてもその期間内ということになりますので、10
月末までは、まだその資格書の有効期限がございまして、そこまではそれが有効だとい
うことになってございます。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

ということは、令和6年の10月末の21件の方っていうのは、あくまで旧来の保険証
をベースにしてるっていうことで、資格証明書ですかね、それが令和7年10月までそれ
が生きた状態になってしまうということですよ。それは分かりました。それで、そした
らこの人たちって当然、保険料とかなかなか滞納とか払えないということで、こういう形
になってると思うんですけども、この方たちが例えば分納とか、そういった形にした場
合っていうのは、もうそれはすぐ切り替えるとか、そういうことって可能なんですか。
か。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

被保険者証自体があったときには、一旦短期証に切り替える、通常証に切り替える
とか、その方との今後のその滞納を解消していく分納の計画の中であったり、支払い状況に
よって、そういうふうな通常証であるとか、短期証にするとかっていうふうな、その時点
の判断をしておりましたけれども、もう現在、先ほど言いましたように短期証という概念
がもうございませぬので、仮に資格証明書が外れた方につきましては、通常のマイナ保険

証もしくは通常の資格確認書で医療を受けていただくということになります。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

保険料については分かりました。

そしたら、続いて質問行きます。保険料滞納世帯への差押えの実態についてお伺いしたいと思います。

令和6年6月の大阪社保協の資料の中によると、忠岡町の滞納世帯への差押えが64.3%と差押えの率が高くなっています。令和6年度の差押え件数は何件になってて、前年と比べて増えていないでしょうか。確認です。

税務会計課（長谷川太志課長兼会計管理者）

委員長。

委員長（前川和也議員）

長谷川課長。

税務会計課（長谷川太志課長兼会計管理者）

令和6年度の差押え件数につきましては68件でございます。令和5年度の差押え件数が56件で、12件増えております。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

差押え件数が増えているというのは分かりました。その差押えの中で、当然、給与とか預貯金とか、全額差押えをしていないと思うんですけども、そういうケースはないでしょうか。

税務会計課（長谷川太志課長兼会計管理者）

委員長。

委員長（前川和也議員）

長谷川課長。

税務会計課（長谷川太志課長兼会計管理者）

あくまでも差押えする上限額というのが決まっておりますので、それ以上は取れないということになっておりますので、あくまでも生活困窮者の方につきましては、一応、払える金額で分納のほうでやっていただいているというところでございます。

委員長（前川和也議員）

二家本委員、令和7年度の予算計上についてという観点で質問していただけたらなと思いますのでお願いします。

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そういった観点でいくと、生活困窮の方は差し押さえているというのは、してないということなんですけども、差し押さえたんですけど、押さえる財産がなかった場合、未財産の場合ってどれぐらいあったのでしょうか。

税務会計課（長谷川太志課長兼会計管理者）

委員長。

委員長（前川和也議員）

長谷川課長。

税務会計課（長谷川太志課長兼会計管理者）

ちょっとその辺は把握をしていないところでございます。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

分かりました。それを把握してないということは、そこが貧困でどうしても差押えできなかった場合の滞納処分を停止した件数というのにも分からないんですか。

税務会計課（長谷川太志課長兼会計管理者）

委員長。

委員長（前川和也議員）

長谷川課長。

税務会計課（長谷川太志課長兼会計管理者）

まず、執行停止につきましては、今、件数を把握しているところで、ちょっと年度末にならないとはっきりした数値はちょっと出せませんので、よろしく願いいたします。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

またその辺りは、後日お伺いしたいと思います。払いたくても払えないという、高い保険料なんですけど、やっぱり全国トップクラスに高い保険料が、こういったことにも陥っていると思うんで、やっぱりこの制度、国保の制度というのは、ちょっと今、大阪府がやってる分というのは、本末転倒であることは分かりました。改めることを求めておきたいと思います。

委員長（前川和也議員）

二家本委員、一旦ここで交代いただけたらなと思います。

委員（尾崎孝子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

尾崎委員、どうぞ。

委員（尾崎孝子議員）

私のほうからは、健康増進予防施策のほうでお聞きしたいと思うんですが、207ページの第4款保険事業費がございます。そこで下から8行目あたりの委託料、特定健診等委託料がございます。昨年度より減っているんですが、特定健診委託料は58万4,000円と減っております。何%ぐらいの対象者の方が利用されているのかと、それと今年何かさらに追加で計画しているとか、具体的なプログラムや活動を教えていただきたいと思えます。お願いいたします。

委員長（前川和也議員）

泉課長。

健康づくり課（泉 亜希課長）

特定健診につきましては、金額の減については主な原因といたしましては、被保険者数の減という形になっております。令和5年度につきましては、被保険者数が2,068人に対して769人が受診されて、受診率は37.2%となっております。こちらが令和5年度分は令和6年の11月に率が確定するので、ちょっと今、比較はしづらいんですけども、令和6年度につきましては、1月現在で23.8%となっております。これまだ数字が後から追いかけてくるものになりますので、また11月には6年度がどうだったかというご報告はさせていただける形になります。

あと、健診の新たな取組といたしましては、今現在、次年度、7年度の集団健診ですとか個別健診の冊子を今作成しておるところであるんですけども、やはり昨年度はウェブ申込みの初年度ということもありましたので、その分が少し、周知の行き届きにくさとかがあったために、初年度としましての成果は若干は、春夏よりも秋冬のほうが申込みの方が多かったとか確認できたんですけども、5月にスタートする予定の春夏の集団健診においても、さらにウェブ健診が進むように、周知のほうは整えてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

委員（尾崎孝子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

尾崎委員。

委員（尾崎孝子議員）

ありがとうございます。去年、令和5年のときは37.2%で、令和6年でまた23から増える可能性があるということをお聞きしたんですけども、やっぱり同じ方々が受診してるっていう感じでしょうか。それとも新規の方というのは、なかなか、はがきとかいろいろ送っていただけているのは分かっているんですけども、また新しく集団、日曜日と

かのほうがやっぱり人気があるんでしょうか。

委員長（前川和也議員）

泉課長。

健康づくり課（泉 亜希課長）

そうですね、生活の仕方様々ですので、日曜日に来れる方はリピーターのほうが、おっしゃるように多い場合もあるんですけども、特定健診は40歳から74歳までが該当するんですね。なので、新たに40歳になる方に対しましても、年々国民健康保険料の本算定の際の6月の納付書をいっぱい送るときのタイミングに、健診ありますよというお知らせをさせていただいたりですとか、いろんな機会、保険課のほうの国民健康保険のそういうお知らせなどで発信する際へも、抱き合わせで発送するなどしまして、国民健康保険の方が知らなかったよということがないようにの配慮に対しましては、常々注意を払っているところがございます。

委員（尾崎孝子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

尾崎委員。

委員（尾崎孝子議員）

ありがとうございます。みんなが分かるように配付していただけているということは分かって安心いたしました。国民健康保険は町民の健康を守るため重要な制度です。これからの持続可能な運営に向けて、そして予防、できるだけ医療を使わないように、そして健康増進でいくように、これからもよろしく願いいたします。一旦終わらせていただきます。

委員長（前川和也議員）

他にいかがでしょうか。

なければ、二家本委員、引き続きどうぞ。

委員（二家本英生議員）

あと2点だけ。紙の保険証の廃止の件でちょっとお伺いいたします。

来年度もそうなんですけども、マイナンバーの保険証の有効期限ですけども、これについては保険課は把握されているんでしょうか。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

マイナ保険証の有効期限につきましては、今、定期的に有効期限の切れる方についての

前もった情報というのは連携されるようになってございます。その中で、まずはマイナ保険証の有効期限が切れたとしても、3か月間は保険証として使うことができますので、仮に切れた後、こちらのほうで情報連携の中から、切れた方に対しては職権で資格確認書を送るというような形での対応をしているところでございます。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

マイナ保険証の有効期限が切れても3か月はそれを使えるということですよ。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

まず、マイナ保険証のパスワードは5年ごとの設定になってございますので、その段階ではまだあくまでもパスワードの再設定というだけの問題でございますが、10年たてば、マイナカード自体が有効期限が切れてしまいますので、そうなった場合、カード自体はその方の誕生日でもって切れてしまうんですけども、そこから3か月間につきましては、保険証としては引き続き使うということは可能だということでございます。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そしたら、マイナンバーカードの有効期限が切れたとしても、それは3か月間が使えると。それは切れるからといって資格確認書というのは送らないんでしょうか。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

今のケースであれば、資格確認書は送らせていただきます。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そしたら、マイナンバーカードの有効期限、多分、早くて2026年と言われてます。その方々が切れた場合には、その方に対しては資格確認書を送ると。切れた方に対してはですね。当然、その前に更新してもらうのが一番いいとは思いますが、なかなか更

新に行けないということで、切れても3か月間の間は、それが有効期限が切れたとしても、マイナ保険証としては有効であるということですよ。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

はい、そうでございます。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そこはちょっと確認したかったので、今回質問させていただきました。

最後の質問、これは予算書の196ページにも載ってるんですけども、子供の均等割の保険料について質問したいと思います。

子育て世帯の負担軽減のため、国の制度の就学前の子供の均等割保険料が半額になっています。しかし、これがゼロ歳から6歳児に限定されている上に、あくまで半額なので、18歳までの子供と半額の均等割も、この2つを廃止することが求められています。均等割の保険料は4万5,458円でありますけども、国保加入世帯の子供の均等割保険料を廃止した場合、忠岡町独自に幾ら必要なんでしょうか。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

今お答えできるのは、子供の軽減のかかっている部分での子供さんの数と、その軽減されている金額であれば、今お示しができますが。今現に軽減がかかっている人数と、その軽減された額。まず、医療分でございますが、83世帯で、人数が122人で、金額が98万4,624円でございます。次に、後期高齢者支援分でございますが、世帯数が83で人数が122人、これは同じでございますが、金額が31万3,799円でございます。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そうしましたら、これ先ほども説明したとおり、ゼロ歳から6歳までの均等割の半額の方ということなので、単純にこの年代だけを倍にした金額、倍というか、130名弱ですかね、合わせて。というゼロ歳から6歳の部分であれば、この金額をさらに上乘せすれ

ば、ゼロ歳から6歳の部分に関しては廃止というか、無償化できるということによろしいですよ。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

あくまで、すみません、今、軽減に当たっているというのは、あくまでその世帯の所得とか、そういったものも関係してきますので、これを単純に倍にしたりとかって、果たしてちょっとそれが、議員が求めている数字になるのかどうかというのは、ちょっとすみません、そこまではちょっと今、確実なお答えはちょっとできかねます。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

単純にあくまでこれを倍にしたら、あとプラス120万円、それプラス、今度7歳以上から18歳までという、ここの人数もあるんですけど、それ全部足したとしても、それほど金額にはならないと思うんです。特に子供の均等割って一人一人にかかってくるので、やっぱりそういったものを子育て世帯の負担軽減ということで、忠岡町の国保基金を活用したら、この均等割の部分については可能な金額ではあります。国保加入の子育て世帯の負担の軽減を行うことを求めて、この質問は終わりたいと思います。

以上です。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

保険料の算定につきましては、これも先ほどから言っておりますように、国の法律や運営方針、これも保険料の算定につきましては、これはもう国の法律ですね、法にのっとった形での算定という形になりますので、なかなかそういった今の状況の中、独自ですということは極めて難しい状況ではございますので、その辺はご理解のほうお願いいたします。

委員長（前川和也議員）

他にございませんか。

尾崎委員、一旦終わりますとおっしゃってましたけども。ないですか。

それでは、なきようですので、これにて質疑を終結いたします。

次に、議案第21号 令和7年度忠岡町介護保険特別会計予算について、221ページから259ページまでの審査を行います。説明、よろしく願いいたします。

福祉課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

武藤課長。

福祉課（武藤優子課長）

それでは、令和7年度介護保険特別会計予算についてご説明させていただきます。

予算書221ページをお願いいたします。

第1条は歳入歳出予算で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ18億335万7,000円と定めるものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものでございます。

第2条は一時借入金で、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高額は2億円と定めるものでございます。

第3条は歳出予算の流用で、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の金額を流用することができる場合、次のとおり定めるもので、保険給付費の各項に計上された予算額に不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定めるものでございます。

予算の内容につきましては、令和7年度介護保険特別会計予算資料によりご説明いたしますので、お手元にご用意をお願いいたします。

資料1ページをお願いします。

当初予算額の歳入歳出について、前年度との比較と構成比を表にしたものでございます。歳入の保険料につきましては、令和7年3月31日時点の調定見込みにより前年度より増加を見込んでございます。

次に、国庫支出金につきましては、前年度と比べ5.3%の増を見込んでございます。これは、介護給付費の増加による国庫負担金と財政調整交付金の増によるものでございます。

次に、支払基金交付金につきましては、前年度と比べ6.6%の増を見込んでおります。これは介護給付費の増加による支払基金交付金の増によるものでございます。

次に、府支出金につきましては、前年度と比べ6.8%の増を見込んでおります。これは介護給付費の増加による介護給付費負担金の増によるものでございます。

次に、財産収入につきましては、介護給付費準備基金の預金利息を見込んでおります。7年度につきましては、6年度より利息の率が上がっておりますので、増額とさせていただいております。

次に、繰入金につきましては、前年度と比べ10.3%の増を見込んでおります。これは介護給付費の増による介護給付費繰入金1,253万円の増が主なものでございます。歳入全体では6.8%の増となっております。

次に、下段、歳出でございます。

総務費につきましては、前年度に比べ4.3%の増を見込んでおります。主なものは人件費の増でございます。

次に、保険給付費につきましては、前年度に比べ6.7%の増を見込んでございます。令和7年度の給付費見込みは令和6年度の給付費の見込額と今後の認定者数の伸び等の推計から増額で算出しております。

次に、地域支援事業費につきましては、前年度に比べ9.9%の増を見込んでおります。これは介護予防日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業のサービス費、一般介護予防事業費及び包括的支援事業費について、令和6年度の給付費の見込額と今後の認定者数の伸び等の推計から算出しております。

基金積立金につきましては、第9期計画期間中は保険料を減額し、不足分は基金を取り崩す運用となっておりますため、利息分のみの計上としてございます。歳出全体としましては6.8%の増でございます。

次に、2ページをお願いします。

介護保険特別会計当初予算額の構成で、先ほどの構成割合を歳入歳出それぞれグラフにしたものでございまして、歳出につきましては88.9%を保険給付費が占める状態でございます。こちらの保険給付費の内訳につきましては、次の3ページをご覧ください。

サービス別の内訳と、その構成比をグラフに表してございます。保険給付費の内訳については66%を介護サービス費の居宅のサービス費が占めてございます。こちらの居宅のサービス費用につきましては、昨年度よりも1.3ポイントの増加をしております。地域密着型介護給付費は8%で、昨年度よりも0.9ポイントの減、介護サービス等諸費、施設では15.7%で、昨年度よりも0.3%の減となっております。

次に、4ページをお願いいたします。

第1号被保険者数の推移と要介護・要支援認定者数の推移でございます。被保険者数につきましては、対前年度増減比は、令和6年度24人、0.5%の減、令和7年度の見込みは22人、0.5%の増と見込んでございます。認定者数の推移につきましては、令和6年度は997人で、前年度より45人、4.7%の増でございました。令和7年度の見込みは、介護保険事業計画では1,016人、対前年度1.9%、19人の増と見込んでおります。

次に、5ページをお願いいたします。

介護給付費準備基金現在高の推移についてでございます。基金につきましては、現在の第9期計画期間の3年間で、保険料の上昇抑制のため全額を取り崩すこととしておりま

す。令和6年度の決算見込みでは2,000万円を取り崩し、約5,823万4,000円となります。令和6年度においては、決算処理において、国・府支払基金等の負担金が確定し、返還金等の処理をした結果、余剰金があれば基金に積み増しするということとなります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（前川和也議員）

説明は以上のおりででした。

これよりご質疑をお受けいたします。

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

すみません、2点ほど質問させていただきます。

まず、資料の4ページのほうなんですけども、認定者数のことをちょっと話しされていたので、それについてちょっとお伺いしたいと思います。

要介護認定というのはやっぱり大事なところなんですけども、これが低く出る問題をよく聞いてますので、ちょっとそれについてお伺いしたいと思います。要介護1の方が要介護認定の更新のときに、1つは認知症がないというのと、もう一つは半年以内に悪化するおそれがなければ要支援1、2に落とされるというのが、厚生労働省のマニュアルにあります。忠岡町ではこのようなケースで要介護1であった方が要支援に落とされたケースは何件あったか把握されてますでしょうか。

福祉課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

武藤課長。

福祉課（武藤優子課長）

おっしゃるとおり、要支援2と要介護1の境界のところなんですけども、認知症があるかどうかということと、6か月以内の状態の不安定かどうかというところで見させていただいております。国のマニュアルどおり行っておりまして、ただ、要介護1から状態がよくなるということはままありますことですので、下がる方というのはいらっしゃいます。6年度につきましては、前回の介護度が要介護1で、そこから要支援1、2、または非該当に落ちた方は3名いらっしゃった状態でございます。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

3名ということなんですけども、やっぱり実際、要介護1やった人が、当然、認定のときもあるんですけども、そのときは結構頑張って答えてくれるんです。そうなってくる

と、当然、認知症もなくて、やっぱり自分ができる、できるって言うもんですから、なかなかそれがよくなると思われて、結局、出た認定が今回要支援1とか、要支援2とかということになってくると思うんです。でも、その後、結局、生活していたら、やっぱりこのサービスが足らんとかという話もよく聞くんですね。

第9期のこの忠岡町介護保険事業計画のこの資料の中に、令和4年度については要支援1、2が多くなっているんですけども、要介護、要支援の認定者のうち、要支援は20.3%、これ府下平均でいったら18.4%あります。要支援2については18%で、府下平均13.5%。要介護1は17%で、府下平均は17.9%で出てます。他市では要介護1の方が忠岡町で要支援と認定が出るといったことがなかったかどうか、疑問が出てきてます。必要なサービスを受けられないといったことも苦情も多く聞きます。

介護保険事業計画の中には、地域で自立した暮らしのための支援といいながら、要介護1の方が要介護認定で状況が変わらなければ要支援に落とされるとなったら、自立した支援を受けられないことになってしまいます。介護保険事業計画で、わざわざSDGsを採用して、誰一人取り残さないと忠岡町は言っています。受けられるサービスを減らして取り残しておいて、SDGsと本当に言えるんでしょうか。忠岡町が対応しているSDGsの3には、あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進することであるが、要支援1にされ買物とか行ってもらえず、1か月もお風呂に入らない、入れてない人も中にはいらっしゃいます。これが本当に健康的な暮らしになるんでしょうか。

やっぱりこの要支援の判定については、やっぱり本人がその聞き取りだけではなくて、当然、ケアマネさんとか家族の方にも一緒にいていただいて、本当にこの方にはどういった支援が必要なのかというのを、きちんと話を聞き取った上で、最終的な判断はしてほしいかなと思うんです。やっぱり今まで受けてたサービスが、それがどうしても減らされてしまうと、本来であれば認定した中で、先ほどもおっしゃってました、よくなってるからってということだとは思いますが、やっぱりああいうときって、先ほども言いましたけど、頑張ってしまうんですね。そういった頑張ってる姿もあるんで、ふだんから接しているケアマネさんとか、家族の方にもちゃんときちんともう一回聞き取りをして、その上でどういったサービスが必要なのか、認定が必要なのかというのを、もう一回、厚生労働省のマニュアルも当然あるとは思いますが、その辺の感じ方というのは判定員のさじ次第になると思うので、その辺りはもうちょっと丁寧にやっていただきたいと思うんですけども、その点についていかがでしょうか。

福祉課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

武藤課長。

福祉課（武藤優子課長）

そうですね、認定調査の際ですけれども、我々訪問調査員がお伺いさせていただいて、ご本人様の様子を見せていただくときに、やはり頑張られる方って一定いらっしゃるんです。いつものしないのにというところは、ご家族様からもお聞きしますので、我々としては、委員おっしゃったとおり、本人からの状態を確認させていただくとともに、ケアマネジャーさんであったりとか、日頃お世話されているご家族の方、また必要とあればデイのほうなどに確認をさせていただいて、本来のその方の状況というのをできる限り把握させていただく努力はしております。また、調査項目、チェック項目にはない部分も特記事項というところまでできる限り拾いまして、審査の際にはそこも考慮するようにはしておりますので、丁寧に見させていただくのは引き続きしていきたいと思っております。お願いいたします。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

続きまして、いつも言ってる高過ぎる介護保険料の引下げについて、質問したいと思います。

忠岡町の今回この予算では、第9期の、引き続き介護保険料となっています。基準額では月額6,396円ですけれども、大阪府下でこれは何番目に高い保険料なんでしょうか。

福祉課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

武藤課長。

福祉課（武藤優子課長）

第9期につきましては、23番目になってございます。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

大阪府下でいうたらちょうど真ん中ぐらい、でもやっぱり大阪府下の介護保険料って、ちょっといつときニュースにもなりましたが、かなり高い保険料が上位を占めてるっていうこともありますので、大阪府下の中ではちょうど中間ぐらいかもしれないけど、やっぱりちょっと高いっていうイメージがあるんですね。その中で、第9期は第8期の基金7,300万円を投入して、3年間の保険料を月額499円下げてもらってます。一般会計からその7,300万円を投入して、第9期の3年間の保険料を、あと月額同額の499円下げてもらって、基準月額を5,897円に引き下げることってできないんでしょうか。そうしたら大阪府下の中で2番目に安い保険料になってくるんです。一般会計からの繰入れの保険料を引き下げる考えはないんでしょうか。

福祉課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

武藤課長。

福祉課（武藤優子課長）

一般会計からのさらなる繰入れですけども、今現在は法定の繰入れをきちんと一般会計からは頂いております。追加につきましては、やはり一般会計のほうではすべき事業があり、さらに介護保険特別会計に入れるというところは、今のところは考えておりません。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

やっぱり値段が、金額が高いというのは、特に使わない人が高い、高いと言ってるのもあたりるので、そういったものでできる限り使いやすいような、あと払いやすいような保険料にして、当然、サービスの維持というのは、当然大事かもしれませんが、そうやってやっていくのと、高い保険料、これを引かれているのはやっぱり住民の負担にもなりますし、その辺りはまた今後考えていっていただきたいと思います。これは意見で、以上で終わります。

委員長（前川和也議員）

他にいかがでしょうか。

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

先ほど、医者の方でもあったんですけど、人材確保の観点でちょっとお聞きします。

前に決算委員会的时候にケアマネの補助ですよ、更新、5年に1回しないといけないときに費用負担が発生しますと。今回、東京都の方では、そういった補助が始まっているので、忠岡町さんどうですかということで、有益であると回答されたんですけど、今回、予算は見送られましたと。その見解と理由についてお答えください。

福祉課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

武藤課長。

福祉課（武藤優子課長）

委員おっしゃるとおり、東京都の方でケアマネジャーさんの更新費用の補助が始まっているとお聞きしております。東京都は都がやりまして、それを補完する形で一部の市町がされているというところでございまして、いろいろ内容を見ていたんですけども、市町

によって特色を出されている関係もあるのか、やはり補助のいいところにケアマネジャーさんが行ってしまうという可能性が出てきますので、抱え込みのようになってしまったりとか、事業所としてしんどい事業所が市町によっては出てしまうというところもあるので、私としましては、一律にケアマネジャーさんが同じ支援を、全国的に介護人材が不足しているのであれば受けるべきだと考えますので、都道府県といった大きなところで始めていただきたいなというのは思うところでございます。

ただ、忠岡町だけしてなくて周りの市町が始めてしまうとなると、やはり出遅れてしまうと、やはり町のケアマネジャーさんたちに不利益といたしますか、よろしくない状況が出てくるかもしれませんので、ちょっと近隣の状況も見ながら考えていきたいと思っておりますが、まずは大阪府への実施の要望からしていきたいと思っております。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

でも、府がせえへん限りは忠岡はしませんよということで答え、簡単に言えばそういうことですね。

福祉課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

武藤課長。

福祉課（武藤優子課長）

いえ、近隣の状況も見て考えたいと思います。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

近隣の状況も、近隣がしないというんやったら、忠岡もしないっていうことですね。

福祉課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

武藤課長。

福祉課（武藤優子課長）

町だけがするっていうのは今は考えてございません。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

その辺のケアマネとかの人材不足の対策について何か。僕はもうそこに注視してるんで

ね。これから人が増えていくんやったら別ですよ、人口増えていきます、担い手増えていきます、仕事幾ら与えても、あっこんな仕事でも、うち奪い合ってやりますっていうような地域の状況やったら、僕は全然何も言うこともないし。そこはそこで企業大変ですねで済むと思うんですけど。これからの今後の状況を見ると、町内のケアマネさんでも、もう平均年齢も多分60は間違いなく超えてるわけじゃないですか。となってきた、若いケアマネさんが増えてるかという、そこまで見えてはこないの。そういった状況を踏まえて、忠岡として周りの状況に合わせていく以外は、何も率先してはしませんという回答をすると、これってどうしていくんですかっていうことにはなってくると思うんです。僕はその危機感がすごい見えるんで、いつもこうやって投げかけさせていただいてるんですけど、どのようにお考えでしょうか。

福祉課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

武藤課長。

福祉課（武藤優子課長）

更新費用ももちろんなんですが、そもそも生活というところで見ると、ケアマネジャーの報酬自体が引き上げられるべきと考えます。そういったところでは、従前から国や府にも要望を出してるんですけども、そちらの処遇改善のところも大事かと思しますので、要望を続けてまいりたいと考えてます。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

忠岡町として独自に予算をつけて、要望以外は今のところすることはないということですね。きつい言い方かもしれないけど、ここのスタートがこうやって言うてくれないと、僕もそこが、何かその辺、玉虫色の回答でふっとされると、どっちなのみたいななるのは嫌なんで、そこはもうきっちり、やったらここって言うてくれたほうがありがたいということです。

福祉課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

武藤課長。

福祉課（武藤優子課長）

現時点で考えておりませんが、人材確保については大阪府と近隣市町で実施している会議がございますので、そちらでも諮ってまいりたいと考えております。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

ちなみにその会議で、これまでの人材確保についてはどのような方針とか、内容とかで、具体的に、じゃあこうやって歩調を合わせてこうやって進んでいこうという話になっているんですか。

福祉課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

武藤課長。

福祉課（武藤優子課長）

去年と、直近で行われている会議につきましては、特にそういった費用面での話はなくて、研修の体系であったりとか、そういったところにとどまっておるんですけども、少し踏み込んだ質問事項として、今後出していけたらと思います。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

いや、具体的には、それは大阪府全体での会議ですか。

福祉課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

武藤課長。

福祉課（武藤優子課長）

いえ、泉北地域です。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

泉北地域で研修をどうのこうのっていうのは、それどういう意図なんですか、内容として。

福祉課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

武藤課長。

福祉課（武藤優子課長）

そうですね、やはり単独ですると大変なところもありますので、合同で行ったりとか、そういったところの研修の内容については、これまでもお話しされていたりとかということ

ころです。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

その研修って、何の研修なんですか。何研修。更新関係の研修なのか、それ以外の。

福祉課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

武藤課長。

福祉課（武藤優子課長）

更新関係ではなくて。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

スキルを上げるための、何かそんな研修のことですか。

委員長（前川和也議員）

武藤課長。

福祉課（武藤優子課長）

ああ、そうですね。スキルアップの研修です。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

僕、前からそれね、それ言うといてほしいのが、いらっとするのが、何でそういうところで、まだより負荷を与えようとするんかと。ケアマネさんももう現場でめちゃくちゃ頑張ってはるじゃないですか。正直、そんなんで追われて、じゃあ役所から研修、例えばね、法定外とはそんなん別で、こういう研修するんですと、やっぱり、ああ行かんあかんかなってなるわけなんですよ、現実。それをよりよく高めていろいろやりましようと言われても、また仕事増やすんかいと。出ていかあかんところをまた増やすんかいという気持ちになるんですよ、正直。そういう声ばかり聞くんですよ。でも、役所は、いや、スキル高まったらいいでしょう、そんな研修開いてあげますよ、たくさんって言われても、いやいや分かってないね、私たちのことっていうことになるんですよ、正直。そこはざれてると言うとか論点、思えないんです、正直ね。現場のその考え方。現場はできるだけ研修もなくして、もう仕事だけに専念させてくれというのが、そこが1点なんですよ。そこにまた何かスキル上げるための研修をたくさん、私たちしつらえていこうね、それは要らんって話です。それよりも先に、じゃあハードルなくすように市町村全員声上げて、連

名で、府とか国に対して言ってくれと。それが多分一番やと思うんですよね。そこなくて研修でスキルどうのこうのというのは、これもう全然論外です。僕らというか、現場のケアマネさんからしたら。そこの意識の切り替えを、せめて泉北の地域の市町村は足並みそろえてほしいですよ。

福祉課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

武藤課長。

福祉課（武藤優子課長）

ありがとうございます。現場のご意見という形で、そちらのほうも伝えていけたらと思います。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

よろしく申し上げます。研修増やすだけ、ほんまやめてください。もう、これただの迷惑、正直言うと。正直、その現場の声は、研修、役所が率先してスキルのためという名目での研修を増やすのは、もうほんまに迷惑。その声がほぼほぼです。で、アンケート採ったら、もう絶対に無記名。もう、要は事業所名も書かんと、要は、最後、どうでしたかって書くじゃないですか。あれ、事業所名書いて名前書かせたら、そんなもん、みんなある程度、役に立ちましたって書きますよ。それを役所の人を見て、あっ、これでケアマネさんらは満足してくれたんやな、ヘルパーさんら満足してくれたと思うんです、違うってね。事業所名書かされて、名前書かされて、批判書けないよっていうね。そういうこともしっかりと分かった上で、例えばアンケート採る、研修の質や考えが、考えてもらわな困りますけど、それこそ進めていくんやったら進めてくださいということで、よろしくお願ひできますか。

福祉課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

武藤課長。

福祉課（武藤優子課長）

ケアマネジャーの方、介護職員の方ですね、ご多忙なのは存じてございますので、そういったところの経験も含めて、今後、よくなるように考えていきたいと思ひます。お願ひいたします。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

お願いします。

それで、2点目なんですけど、前に何点か質問もさせてもらったんですけど、介護人材の確保で、無料で、やっぱりヘルパーの資格取るのでも、昔のヘルパーですね、今で言う初任者研修かな、初任者講習、あれの資格を取るのもやっぱり5万、6万かかるわけじゃないですか。あんな無料、さっさと取れるような講座を市町村とかが、地域の人らがベースに開催できたらええかなと思うんですけど、そんなあんまり取組んで聞かないんですけど、そういうのはできないんでしょうか、お答えください。

福祉課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

武藤課長。

福祉課（武藤優子課長）

議員おっしゃる介護職員初任者研修でございますが、実施主体が制度や実施について厚生労働省が指針を示し、各都道府県の実施要項に基づいて、各都道府県または都道府県が指定した養成機関で実施となつてございまして、ちょっと町としての実施はできないところでございますので、お願いいたします。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

ということは、それはもう要は特定の国が指定したじゃないですけど、そういう決められた規模のある会社とか自治体でしか開催できなくなっているということなんですね。

福祉課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

武藤課長。

福祉課（武藤優子課長）

はい、そうですね、繰り返しになりますが、都道府県または都道府県が指定した養成機関で実施となっております。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

昔みたいにヘルパー2級講座みたいな、気軽にぼんと開けない状況であるということなんですね。

福祉課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

武藤課長。

福祉課（武藤優子課長）

はい、おっしゃるとおりでございます。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

分かりました。ちょっと国が何考えているのかよう分からんことが1つ、ちょっと判明したので、またそれは意見はまた別の形で上げさせていただかなあかんかなと思いましたが。

あと以前に介護ハラスメントの実態調査ですよ。しないっていうふうにも回答されたんですけど、これって人材確保の観点じゃなくて、もうやっぱり人権上、行っていくべきかなと。特にまた無記名のね、これは無記名。だって名前書かされたら踏み絵ですよ、正直ね。そんなもなく無記名で、もう定期的にやっぱりそういうようなことはないでしょうかと。特に現場の利用者さんからされることとかで、やっぱりあるじゃないですか、でも言えないじゃないですか。事業所の名前を書かされたらっていうようなところで、やっぱり介護保険課としては、この任意事業じゃないですけど、人材確保の、地域の支援を図るという意味でも、介護ハラスメントのこの実態調査については、人権上、こういった形で行っていきべきではないかなと思うんですけど、いかがですか。

福祉課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

武藤課長。

福祉課（武藤優子課長）

ハラスメントの調査なんですけども、先般よりいろんなところが実施しておりまして、令和4年度も介護労働安定センターや介護福祉士会など、たくさんところで実施をされてます。町の単位で、小さなところでしますと、ちょっと事業所が見え過ぎるといいですか、いろいろ近し過ぎるところがあり、数値としても少ないものになりますので、広域的で実施するのがいいかと思うんですが、こうしてたくさんいろんなところが調査されている中で、実際あると感じています。実際に窓口で事業所であったりとか、個人的にご相談もいただきますので、町としてはあるという観点から、事業所に沿った、本人さんに沿った支援をしていきたいと思っておりますので、調査としては単独で実施するという事は、今は考えてございません。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

はい、分かりました。そういう観点で。

続きまして、あと地域包括ケアシステムと重層支援ですね。今、国がいろいろ言うてきて、忠岡は地域包括自体が、支援センター自体が町内にあるんで、どちらかというとな役場の1階が中心になるのかなと思うんですけど、今後、このようなシステムとか重層支援の在り方について、どのように考えて実行されていく予定でしょうか、お答えください。

福祉課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

武藤課長。

福祉課（武藤優子課長）

地域包括としましては、今は65歳以上の方が対象で行っておりまして、町直営ですので、福祉課の中に包括支援センターがございます。ただ、今後、重層的であったりとか、地域課題が複雑化していく中で、包括ケアという観点では断らない窓口等々ありますけども、年齢制限なく広く支援していく形にしていくべきだと考えておりますし、福祉課の中でも高齢福祉、障害福祉、社会福祉、貧困対策と地域包括支援センター一体的に持っておりますので、その中でともに年齢の制限なく膨らませていけたらと考えてございます。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

これを中心として進めていくのは、担当は何課のどこなんですか、どういった形なんですか。

福祉課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

武藤課長。

福祉課（武藤優子課長）

今は福祉課だと考えております。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

福祉課の地域包括なのか、それ以外に担当か何人か置いてそこが進めていくのか、どちらですか。

福祉課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

武藤課長。

福祉課（武藤優子課長）

特段それに特化した担当を置くという考えはないんですけども、やはり窓口に入ってきた相談等につきましては、各担当、協力して担っていきたいと考えております。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

その人材が追いついているかどうか、ちょっと僕もよく分からないんで、これ以上は言えないんですけど、やっぱりチーム化以上に中心となる人物が1人、2人、3人ぽんとあって、そこが中心に動くほうが、周りも動きようがええと思うんですよ。どうしてもみんなで動いて聞こえはええんですけど、結局、みんな、誰どうやねんって、まとめ、一番中心、誰まとめてるねんっていうときに、結局、いや、あなたです、あなたです、これはあなたです、こうなってきたら、周りで支援受けるというか、こういったことで関わる人らも、どうしたらええのみたいになってくるんで、できたらチーム化でもコアな、コアメンバーをもっともっとちょっと育てて、いるんやったらいるで使っていただいたら、指定していただいたらうれしいですし、いないんやったらいないで、そこを育てるなり、雇うなりっていうようなことになってくると思うんですけど、その辺の配慮じゃないですけど、この支援の在り方の、ちょっと転換なりを進めていただきたいなと思うんですけど、いかがでしょうか。

福祉課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

武藤課長。

福祉課（武藤優子課長）

そうですね、福祉課に今現在、CSWも直営で配置しておりますので、一旦、一時的にはそこでお聞きして、必要なとこに振るところもしております。ただ、なかなか業務の、今持っている業務の中でプラスでその中心的を担うとなると難しいところもあるのかなど、実際、課員を見ながら思うところもありますので、人事的な要望というところもあるかもしれないんですけども、そこはちょっとより支援しやすいような形を検討というのは、してまいりたいと思います。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

あと1点だけ。介護認定についてちょっとお聞きします。さきの国の社会保障と介護保険部会で、介護保険の認定申請ですね、その目安というのが示されたという、ネットで流れましたし、ちょっと内容の期間を見ると、それ現場見てるのかい、この人らっていうね。課長もそう思ったと思うんですよ。それはそれで一定、今後、市町村の大体平均期間を出される、さらされるというペナルティーなのか罰ゲームなのか、何かよう分からんようなことが繰り返されると思うんですが、忠岡町の今の、要は介護認定を申請します、認定が最後下ります、その平均期間とかその辺って出てるんでしょうか。

福祉課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

武藤課長。

福祉課（武藤優子課長）

大まかですけども、大体一月半程度というところになります。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

最後に聞くんですけど、介護認定の有効期間ですよ、多分これ最大4年やと思うんです。忠岡町、もう介護の状況が固定したら、素人考えに近いんですけど、もう4年やったら4年のままいくようにしたらいいんじゃないって思うんですよ。でも、現場を見たら3年とか2年とかもあるわけじゃないですか。でも、やっぱり3年、2年にすると、認定調査員の不足もあるし、やはり先生も先ほど言うたように高齢化なってて、なかなか、じゃあ意見書もちょっと負担になってきて、それさえもなかなか返ってけえへん先生も、体調崩されて返ってけえへんとかもあるじゃないですか。考えたら、できるだけ負担を減らそうとすれば、やっぱり有効期限、最大の4年までに引っ張っていくような、審査会のほうで意見はなかなか4年にしてくださいって言いにくいと思うんですけど、町としては、もう4年でいいと思ってますとか、そういうスタンスというか、決めるとかというのは、それはできるのか。で、どうお考えなのか、ちょっとご意見ください。

福祉課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

武藤課長。

福祉課（武藤優子課長）

そうですね、最長4年まで更新の場合で、いろいろ要件はあるんですけども、つけることができることとなっておりますので、個別ケースに、この人、4年でどうですかという口出しは事務局としてはできないんですけども、認定審査の先生方の全体会とか、会議

の際には、4年までつければしますので、人によったらお願いしますという形ではお伝えして
ますので、そこは先生のさじ加減もあるんですけども、できるようにはしております。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

ちょっとその4年できるんでありますということを、ちょっとしつこいようやけど、あ
あ、町はそう考えてるんかというぐらい、分かるぐらいまでちょっと言っていたほ
うが、要支援2から要支援2とか、要介護5から5、ほぼこの状況、しばらく固まるよな
っていう方ってやっぱりいるわけじゃないですか、正直見てると思うんで。そういった形
で、ケアマネさんの負担も減るし、ドクターも減るし、認定調査員の負担も減るんで、そ
の辺もちょっと総合的に取組として、ちょっと進めていっていただきたいと思うんですけ
ど、よろしいですか。

福祉課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

武藤課長。

福祉課（武藤優子課長）

そうですね、最近の認定の有効期間の具合も見てますと、どんどん延びていってる形
であります。今3年が多くなってきています。先生方も、急に4年となると、つけてもいい
ものかというところのご配慮はしてくださるんですけども、どんどん少しずつ延びており
ますので、先生方も慣れてきたら長くつけてくれるようにはなってくるかなと思います。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

よろしくお願いします。

以上です。

委員長（前川和也議員）

他にいかがでしょうか。

では、尾崎委員。

委員（尾崎孝子議員）

すみません、私からは236ページ、第1款総務費、第1項総務管理費、委託料です。
12節委託料、下から5行目、介護サービス利用状況実態調査等業務委託料、これが去年
載ってませんで、今回、402万6,000円計上されています。何か新しい調査なので
でしょうか、教えていただけたらと思います。

福祉課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

武藤課長。

福祉課（武藤優子課長）

こちらは介護保険の事業計画を立てる際の前年に行っている調査でございます、3年に1度行っているものでございます。

委員長（前川和也議員）

尾崎委員。

委員（尾崎孝子議員）

3年に1度ということで、今回、順繰りで回ってきたということですね。すみません、ありがとうございます。

もう1点お聞きしてよろしいでしょうか。認知症への対応に、認知症の高齢者の増加が今、ちょっと注目集まっている分野になります。こちら事務報告書では認知症カフェが10回開催されていたり、徘徊高齢者、これ80ページと81ページに載っているんですけども、徘徊高齢者等見守りネットワーク事業というのがされているんです。登録者が18名、協力機関登録数が30事業所となっておりますが、これを増やしていくとかいうか、令和7年度に向けて広めていくとかいうような計画はございますでしょうか、お願いいたします。

福祉課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

武藤課長。

福祉課（武藤優子課長）

そうですね、今、実際にこういった働きかけをして増やしていこうという動きは、今ちょっとないんですけども、やはりこちらの事業が、徘徊のおそれのある高齢の方を登録をしていただいて、実際、いなくなったとなったときに、登録事業所のほうに情報をまいて、思い当たる方がいたら連絡下さいという形で登録していただくものになりますので、多ければ多いほどいいものになるかと思っておりますので、今後検討してまいりたいと思っております。

委員（尾崎孝子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

尾崎委員。

委員（尾崎孝子議員）

ぜひ広げていっていただいて、すぐ見つかる、時間がたつてしまえば、ちょっと命に関

わかることもあるかと思っておりますので、人数を増やしていただくよう、またよろしくお願ひいたします。もう答弁結構ですので、ありがとうございます。

委員長（前川和也議員）

これにて、介護保険特別会計予算について審査を終わりたいと思っておりますが、ご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（前川和也議員）

異議なしと認め、審査を終了いたします。

ここで、もうお昼が近づいてきておりますが、残り後期高齢者ですね、こちらまで審査を行いたいと思っておりますが、皆さん、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（前川和也議員）

異議なしですか。では、異議なしと認め、次に、議案第22号 令和7年度忠岡町後期高齢者医療特別会計予算について、263ページから278ページまでの審査を行います。説明、よろしくお願ひいたします。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

予算書263ページをお願ひいたします。

議案第22号 令和7年度忠岡町後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明を申し上げます。

第1条は歳入歳出予算で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億7,029万1,000円と定めるものでございます。

第2項歳入歳出予算の款・項の区分、及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。内容につきましては、資料によりご説明をさせていただきます。

お手元にご配付の令和7年度後期高齢者医療特別会計予算資料をお願ひいたします。

1ページをお願ひいたします。

後期高齢者医療特別会計当初予算額でございます。令和6年度、令和7年度の歳入歳出予算額でございます。

まず、左側の表、歳入につきまして、令和7年度歳入の予算額の列をお願ひいたします。

1行目、後期高齢者医療保険料から順に説明いたします。後期高齢者医療保険料の予算

額は、2億2,441万9,000円で、前年度と比べ5.4%の減となります。これは、大阪府後期高齢者医療広域連合の試算に基づき計上したものとなっております。

使用料及び手数料の予算額は4万3,000円で、前年度と比べ同額でございます。これは主に督促手数料となっております。

繰入金の予算額は3億4,582万7,000円で、前年度と比べ5.4%の減となります。これは保険基盤安定繰入金、医療費繰入金、共通経費繰入金、事務費繰入金の減に伴うものでございます。

繰越金の予算額は1,000円で、前年度と相違はございません。

諸収入の予算額は1,000円で、前年度と相違はございません。

以上、歳入合計が5億7,029万1,000円となります。

次に、右側の表、歳出につきまして。令和7年度歳出の予算額をご覧ください。

1行目、総務費の予算額は2億7,388万5,000円で、前年度と比べ6.0%の減となります。これは主に医療費に係る療養給付費の負担金の減、事務費に係る広域連合負担金の増、人件費の減によるものでございます。

広域連合納付金の予算額は2億9,570万3,000円で、前年度と比べ4.9%の減となります。これは保険料と基盤安定分の納付金となり、保険料の減に伴うものでございます。

諸支出金の予算額は50万3,000円で、前年度と同額でございます。これは保険料の還付を見込むものでございます。

予備費は20万円で、前年度と相違はございません。

以上、歳出合計が5億7,029万1,000円でございます。下の円グラフは歳入歳出の構成比でございます。

では、次に2ページをご覧ください。

被保険者数の推移と推計でございます。

上段左側の表をご覧ください。令和7年度では2,794人の被保険者数を見込んでございます。

次に、右側下の表でございますが、これは保険料の推移でございます。令和7年度所得割が11.75%、均等割が5万7,172円、賦課限度額80万円で、令和6年度と同じでございます。

3ページ以降でございますが、これは主な保険給付費の推移と推計でございます。

まず、3ページでございますが、療養給付費につきまして、これは病院等の診療に係る医療費の保険者負担分でございます。令和7年度の1人当たりの支出額が101万3,918円、年間の支出額を28億3,288万7,000円と見込んでございます。

次に、4ページをご覧ください。

療養費でございます。柔道整復療養費やはり・きゅう・あんま・マッサージ等の施術料

などの費用に係る保険者負担分で、令和7年度の1人当たりの支出額を1万7,422円、年間の支出額を4,867万7,000円と見込んでございます。

次に、5ページをご覧ください。

高額療養費でございます。令和7年度の1人当たりの支出額は6万4,080円、年間の支出額を1億7,903万9,000円と見込んでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

葬祭費でございます。令和7年度は166件、年間の支出額を830万円と見込んでございます。

次の7、8ページは医療費の推移と推計でございます。先ほどの3ページから4ページの保険者負担分でしたが、ここでは医療費の総額を10割分となりますので、後ほど高覧ください。

説明は、以上でございます。どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。

委員長（前川和也議員）

説明は以上のおりでございました。

ご質疑をお受けいたします。

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

まず、保険料について質問します。

今回の令和7年度については、第9期の2年目ということなんで、昨年と同じ保険料の所得割が11.75%で、均等割が5万7,172円となっております。これ、前期の第8期と比べたら、所得割で0.6%の値上げ、均等割に関しては2,711円の値上げということで、それにプラスして賦課限度額のほうが、この第9期80万円となっておりますので14万円も上がっていることになってます。やっぱりこれについては、結構、負担が大きいなど率直に思います。

実際に第7期の令和2年、令和3年度に関して言ったら、新型コロナの影響もあって、受診抑制もあって大幅な給付費の減少になったんですけども、第8期、第9期でも値上げが続いているということで、新型コロナの受診抑制による医療費減の分が、第8期、第9期の保険料で引下げが行われなかったのでしょうか、その点についてお答えください。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

委員長。

委員（二家本英生議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

まず、コロナは特殊な要因でございますので、コロナの影響は抜きにしましても、まずはやはり団塊の世代の方ですね、昭和22年から24年に生まれた方、この方々の後期高

齢者への保険制度の移行というものがここ数年進んでおりましたので、やはりそれだけの規模が大きくなる中で、やはり支出も増えていくというふうな状況の中での保険料の設定であったり、予算規模の設定であったりというものが続いてきているということでございます。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

それにしても、やっぱりこれだけ引き上げられているというのは、やっぱり負担がかなり大きいかなと思います。

そんな中で、大阪府の広域連合、後期高齢者の医療特別会計の収支実績についてお伺いしたいと思います。新型コロナの年に大阪府広域連合の令和2年度については、医療費が大幅に減少して、保険給付費も222億円も不用額となっています。それぞれの年度の広域連合の収支実績を見ると、令和元年は102億円の黒字、新型コロナの令和2年については619億円の黒字、令和3年度は447億円の黒字、令和4年も143億円の黒字、令和5年も276億円の黒字、ここ過去5年間ずっと黒字が続いています。毎年こうやった形で黒字なんですけど、保険料がずっと値上げされてきてます。医療費の増大を理由に保険料を値上げしてきてますから、医療費が減少した場合に保険料の引下げの措置を取るべきではないのでしょうか、その点についていかがでしょうか。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

委員長。

委員（二家本英生議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

今期の令和6、7年の保険料を設定する際に、もちろんそういった過去の黒字の財源を活用して、保険料の抑制に充てるというふうなことは、これはもう以前からやっております。今回も6年、7年の保険料の料率決定に際しましては、それぞれ100億円、2年度合計でも200億円を投入いたしまして、保険料の抑制につなげるというふうなこともしておりますので、必ずしもそういった黒字の財源を保険料抑制の財源についても、一定のもちろん取組はやっているというところでございます。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

でも、それにしても黒字の額に比べたら、引下げに充ててる金額というのはちょっと少な過ぎるような気がするんです。令和6年度、令和7年度も引下げのための取崩しということで、先ほどおっしゃった100億円ずつやってるのは確認取れてます。でも、やっぱ

りそれ以上の黒字が出てるんで、やっぱりちょっとこの分に関しては医療費の引下げというのも求めていかないといけないところだと思います。その中での現在の大阪広域連合の基金の積立残高についてちょっと教えていただきたいと思います。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

委員長。

委員（二家本英生議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

令和5年度末の基金残高が193億円となっております。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

令和5年度で193億円、基金がたまっているということで。じゃあ、令和6年度の見込みの基金というのは何か伺ってたりはするんでしょうか。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

委員長。

委員（二家本英生議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

それはもう今のところ何も聞いておりません。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

先ほども言いましたけど、やっぱり基金の残高も積んでる、毎年黒字である、やっぱりそういった中で保険料がずっと引き上げられているというのは、これから医療費の増大というのもあると思うんですけども、やっぱり取り過ぎているって一言で見える支障やと思うんで、この辺については保険料の引下げについて、引き続き求めていっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

委員長。

委員（二家本英生議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

先ほど、国保と同様、後期高齢のほうもやはり保険料の負担が年々増えていってるというのは事実でございます。その現役世代が支えるという部分が、特に後期高齢の制度上、

非常に大きなウェートを占めてございますので、そういった現役世代が減っていく中で、まずは後期高齢という制度自体を維持していくということも、やはり一定、考慮しなければいけないということで、まずは後期高齢者の方の中でのそれなりの負担はさせていただく必要もあるかと思いますが、とはいうものの、やはり国のさらなる支援というのものも、やはり行っていただく必要もあるのかなというふうに思いますので、そこは引き続き、市町村のほうとしても要望は続けてまいりますので、よろしく願いいたします。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

最後の質問です。忠岡町の短期保険証の発行件数についてお伺いしたいと思います。

後期高齢者医療の保険料は年金から天引きされていますけども、無年金、あるいは年金額が少な過ぎる方の場合というのは、自ら納付することになると思います。そういった収入の少ない方が保険料を滞納というケースになっていると思います。本町加入者の短期保険証発行件数の、もしデータがあれば5年間の推移を教えてくださいたいと思います。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

委員長。

委員（二家本英生議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷貴利部次長兼保険課長）

ちょっと5年分は持ってございませんけども、今現在、これは先ほど国保のときも説明したんですけども、今現在、もう短期証がございませんので、これも仮に短期証の制度が残っていれば該当するという話になりますので、もしあれば、今現在で4件という形になります。過去、例えば各年度の1月末現在での件数、私がちょっと覚えている範囲内で説明させていただくと、四、五件ぐらいの件数でずっと推移してございますので、そういうような状況でございます。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

これも先ほど、国保と同様なんですけども、やっぱり短期保険証というのは、保険料が滞納されてて、生活が困窮している方になってしまいますので、そういった方々に対して、短期保険証をきちんと発行して、ただ役場のほうでまず留め置きをしないこと。それは1点申し上げておきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

委員長（前川和也議員）

他にいかがでしょうか。

(なし)

委員長（前川和也議員）

ないですね。なきようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

これにて休憩に入ります。再開は1時15分から下水道から始めたいと思いますが、皆さん、これでいいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（前川和也議員）

では、それで進めますので、一旦休会です。

お疲れでした。

（「午後0時12分」休憩）

委員長（前川和也議員）

それでは、定刻となりましたので、休憩前に引き続き審議を再開いたします。

（「午後1時15分」再開）

委員長（前川和也議員）

引き続きまして議案第23号 令和7年度忠岡町下水道事業会計予算について審査を行います。

説明をお願いいたします。

土木課（橋本珍彦課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

橋本課長。

土木課（橋本珍彦課長）

議案第23号 令和7年度忠岡町下水道事業会計予算について、ご説明をさせていただきます。

ご配付しております土木課資料をご覧ください。

1. 収益的収支予算比較表（3条予算）から順次説明をさせていただきます。

左から予算科目、令和6年度予算、令和7年度予算増減となっております。金額は、消費税及び地方消費税を含んだ額となります。

比較表の上段、事業収益、7年度予算8億7,634万6,000円、前年度比7,766万7,000円、9.7%増。主な要因は、雨水ポンプ場に係る費用の増となります。雨水ポンプ場に係る費用につきましては、雨水公費、汚水私費の原則により、一般会計負担となり、雨水処理負担金に計上されてございます。

中段、事業費用、7年度予算8億5,187万1,000円、前年度比9,595万8,000円、12.7%増。主な要因は、営業費用において、ポンプ場に係る費用が増加したことによるものとなっております。

次のページをお願いします。

2. 資本的収支予算比較表（4条予算）になります。上段、資本的収入、7年度予算2億5,803万1,000円、前年度比2億1,610万円、45.6%の減。主な要因は、雨水ポンプ場電気設備（その5）改築更新工事が完了したことによるものとなります。

中段、資本的支出、7年度予算6億3,622万6,000円、前年度比2億3,738万4,000円、27.2%の減。主な要因は、収入の理由と同じで、雨水ポンプ場電気設備（その5）改築更新工事が完了したことによるものとなっております。

以上により、収益的収支差引額は3億7,819万5,000円の収支不足となっております。

次のページをお願いいたします。

予算の収支状況、イメージ図となります。左側3条予算、右側4条予算となっております。先ほど、4条予算でご説明した資本的収支不足額3億7,819万2,000円につきましては、表の下側、黄色の枠に記載している補填財源を用いて処置をさせていただきます。消費税及び地方消費税資本的収支調整額286万8,000円。損益勘定留保資金3億3,436万9,000円、減債積立金2,806万3,000円、繰越利益剰余金処分額1,289万5,000円となっております。

次のページもお願いします。

4. 忠岡雨水ポンプ場耐震診断業務委託の概要になります。雨水ポンプ場の沈砂池及びポンプ室を対象に耐震診断を実施させていただきます。粗目細目除塵機及びディーゼル機器エンジンの改築更新工事を計画しておりますが、その施設が設置されている構造体、基礎部分が耐震補強されていることが国費対象となることから、この事業を実施させていただきます。

5番、令和7年度管渠整備費事業一覧をお願いいたします。本年度は污水管を1か所敷設する予定となっております。中央線高月コミュニティセンター付近で11分区污水管渠の敷設工事を行わせていただきます。

下水道事業会計の概要につきましては以上となります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

委員長（前川和也議員）

説明は以上のおりでございました。

これよりご質疑をお受けいたします。

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

まず、4条予算のほうをちょっとお伺いしたいんですけども。

今回、4条予算のほうが令和6年度から令和7年度にかけて、資本的収入と資本的支出、ともに減額になっているのは、工事が終了したからということ、先ほど説明でお伺いしました。今回、令和7年度のこの予算というのは、4条予算というのは、もう基本的に何もしなければ大体これぐらいの予算額で毎年ずっと要っていくのか、いや、今回、この令和7年度で4条予算のほうで、もう工事が終了したということをおっしゃってたんですけども、この令和7年度に関しては工事というか、その突発的な工事がなくて、基本的な資本的収入と資本的支出だけを掲載している形になっているのか、それとも何か追加で何か、工事の分がこっちへ入っているかということ、ちょっと教えていただきたいと思えます。

土木課（橋本珍彦課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

橋本課長。

土木課（橋本珍彦課長）

原則的には、雨水ポンプ場関係が次控えておりますので、雨水ポンプ場の更新の工事が4条予算に入ってくる予定になっておりますけれども、それまでにはちょっと今入っておりませんが、今後それが見込まれてきます。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そしたら、それは今後という話ですので、この令和7年度に関しては、ごく一般的な資本的収支と支出になっているという考えでよろしいですか。

委員長（前川和也議員）

橋本課長。

土木課（橋本珍彦課長）

はい、そうなっております。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

それと、その1ページ前の3条予算のほうに行きます。

3条予算のほうでは、予算の収益と費用のほうでいくと、約2,400万の黒字が出るだろうという形の予算を組まれてます。従来、私たちのほうは、いつも上下水道の基本料金の引下げを求めてまいってましたが、この部分に関しては、4条予算のほうのマイナス

の補填に充てるということも、減債基金のほうですかね、にも充てるという話があったんですけども、今年度、令和7年度に関しましてもそういう形で黒字の部分をそっちの減債積立金というか、補填の財源として補っていくのであって、引下げの、水道料金の引下げに使うっていう、そういった一般質問でも何かそういう話もありましたので、その点の確認です。

土木課（橋本珍彦課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

橋本課長。

土木課（橋本珍彦課長）

料金体系の見直しとか、料金をできるだけ皆様に還元するというふうなのは、一般質問の中でも答弁させていただいてございますので、その方向で沿っていくんですけども、令和7年度では、申し訳ないですけども、この年度でどうこうということはございません。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

当然、そのシステムづくりとか、そういったことが時間かかると思うんですけども、一応、令和7年度に関しては引下げというのは、基本料金の引下げ、還元ですよ、還元というのはちょっと間に合わないかな。それ以降ですよ、以降については何らかの形で還元していくって、一般質問でもおっしゃってたんで、そういう形でもよろしいでしょうか。

土木課（橋本珍彦課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

橋本課長。

土木課（橋本珍彦課長）

そのとおりでございます。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

はい、分かりました。

次は、資料の4ページです、雨水ポンプ場の耐震診断業務委託、先ほども今後っていう話もあったんですけども、今後、粗目細目の除塵機及びディーゼル機関エンジンの改築更新工事を計画って言ってるんですけども、これ大体どれぐらいの時期から計画を予定していますでしょうか。

土木課（橋本珍彦課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

橋本課長。

土木課（橋本珍彦課長）

粗目細目の除塵機については、令和9年度から着工していこうと考えてございます。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

その後のディーゼル機関エンジンの改築更新工事というのはいつ頃予定してますか。

土木課（橋本珍彦課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

橋本課長。

土木課（橋本珍彦課長）

これは今年度中に手配を進めまして、着工につきましては令和8年度を予定してございます。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そしたら、その事前段階として、今回この耐震診断業務委託っていうのを今年度でやっていくということ、分かりました。

あと1点、5ページのほうです。令和7年度の管渠整備費ということで、今回、汚水の工事を1区画ですか、1工区だけということなんですが、これ去年って雨水污水合わせて、もうちょっと工事してたと思うんですけども、これは減ってるんでしょうか。

委員長（前川和也議員）

橋本課長。

土木課（橋本珍彦課長）

去年、污水に関しましては、去年も一緒に1か所ずつです。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

去年、雨水はやってないんですか。はい、分かりました。そしたら、今回、大型の工事としてはこういうことなんですけど、昨年とかですか、普通にまちを歩いてたら、よく細かな排水管の漏水ですかね、というのが幾つか見られたところがあったんですけども、そ

ういった補修工事、それがちょっと下水管なのか、雨水管なのかというのはちょっと分からないんですけども、そういった緊急工事の際の費用というのは、この下水道のほうから出るのか、それかまた普通の土木課の工事の費用から出るのか、その点だけ教えていただけますか。

土木課（橋本珍彦課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

橋本課長。

土木課（橋本珍彦課長）

原則的に下水道のほうから出るのは、計画に載ってる管というのがございますので、計画に載ってる管は下水から出しますよと。計画に載ってない分は原則的には土木の管渠、管になりますので、そこは土木のほうで。一応、すみ分けはございます。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

基本的なことやと思うんですけども、そしたらもう基本的には細かな漏水とかってというのは、計画に載ってない、計画管渠ですかね、計画している污水管、雨水管に関しては下水道で対応して、本当にちょっとした漏水とかというのは土木でということですよ。

土木課（橋本珍彦課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

橋本課長。

土木課（橋本珍彦課長）

原則的に下水で漏水というのがそもそもぴんどこないんで、申し訳ないですけど、よく分からないんですけど、先ほど申し上げましたように、我々は下水道事業をやるときには、ここからここまで引くというのは、もう国なり府なりに届け出てる。その管が下水道が管理する管になってて、そのほかの分が一般会計の負担、担当してますので、うちが下水が担当してる漏れやったら下水道のほうの修繕料なりで修理します。ほかのところでなれば、一般会計のほうの修繕料で修理しますという立てつけになってございます。

委員長（前川和也議員）

他にいかがでしょうか。

（な し）

委員長（前川和也議員）

なきようですので、これにて議案第23号 令和7年度下水道事業会計予算についての質疑を終結といたします。

以上で、各会計予算の審査が終了いたしました。

ここで総括に入る前に少し休憩を入れたと思います。

再開は1時45分、1時45分から総括を行います。

(「午後1時30分」休憩)

委員長(前川和也議員)

それでは、委員会を再開いたします。

(「午後1時45分」再開)

委員長(前川和也議員)

総括質疑でございます。

議案第19号 令和7年度忠岡町一般会計予算についてから、議案第23号 令和7年度忠岡町下水道事業会計予算についてまでの質疑をこれまで行ってまいりました。その中で、各委員の皆様から質疑で理事者のほうからは一定の答えが出ておりますので、重複しないような形での総括質疑をお願いいたします。

また、議員の申合せ事項におきましても、これまでの審議との重複を避け、大局的な観点からの質疑をすることというふうにも明文化、規定されておりますので、その点も踏まえた質疑をしていただきますようお願い申し上げます。これよりご質疑をお受けいたします。

いかがでございますでしょうか。お受けいたします。

尾崎委員。

委員(尾崎孝子議員)

はい、委員長、すみません。私のほうからは、3点ほどお伺いしたいと思っております。

まず1点目です。各種団体補助金についてお伺いしたいと思っております。昨年の予算委員会でも同会派の今奈良委員が質問されておりました各種団体の補助金についてお尋ねしたいと思います。町が補助金を出して活動している団体に、毎年ほぼ同じ金額が支給されております。そのまま渡した形になっていないでしょうか。渡すだけではなく、全体の在り方について積極的に関わっていただきたいと要望いたします。いかがでしょうか、お願いいたします。

町長公室(立花武彦公室長)

委員長。

委員長(前川和也議員)

公室長。

町長公室(立花武彦公室長)

議員仰せのとおり今現在、定額補助ということである一定の金額を毎年補助をさせていただいております。各種団体、各担当課が共同で事業、イベントなりしておりますけども、今後は事業費に見合った補助金に変更していきたいというふうには考えております。時期については全庁的な分もございますので、全庁的に実施をしてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員（尾崎孝子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

尾崎委員。

委員（尾崎孝子議員）

全庁的に考えていただけるということで、ありがとうございます。また、それらの団体には会則などが存在していると思います。そして、何十年も前からの団体もあるはずなので、その団体は今の時代に似合っているようなものなのか、そういう確認はされておりますでしょうか、お願いいたします。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

会則につきましては、あくまでも任意団体でつくるものでございますので、その分については各種団体で時代に見合った会則にしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

委員（尾崎孝子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

尾崎委員。

委員（尾崎孝子議員）

ありがとうございます。各種団体でやっていただくように。先ほど、補助を考えていくと言っていたので、前向きに進めていってください。よろしく願いいたします。

そして、次、第2点目が、2市1町広域連携についてお尋ねいたします。今年令和7年度はどういう観点で進めてまいりますか、よろしく願いいたします。

経営戦略課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

岩佐課長。

経営戦略課（岩佐式人課長）

2市1町での広域での取組というところなんですけれども、各市町によって行政事務レベル等いろいろやり方等も違うところもありますので、今の時代に見合った形で2市1町で、どういったところを一緒に広域でやっていくことによって効率的になっていくのかというのを、都度都度お話ししながら、こういった事務は広域にできないかというところを、各セクションで調査研究していくというところがスタートになってまいりますので、随時、その辺の情報交換というのは我々経営戦略課であったりとか、原課さんレベルでの、原課さん同士でのやり取りとか、様々なきっかけというのがありますので、その辺をいろいろ調査研究しながら進めていきたいなというところで、具体的にこういったところを今進めていますというところは、今ここでは申し上げられないところではあるんですけれども、いろんなことに対して目を向けてやっていきたいなと考えておりますので、よろしくお願いたします。

委員（尾崎孝子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

尾崎委員。

委員（尾崎孝子議員）

ありがとうございます。いろんな面から随時考えていっていただけるということで、ぜひよろしくお願いたします。2市1町広域連携では、ずっと広報紙に情報の連載を載せられていまして、興味深く拝見しております。福祉バスの共有、また、太平のゆのバス停にも、泉大津の福祉バスが止まることができ乗換えができるようになりました。早速バス停を実現していただきありがとうございます。また、2市1町のバスも横でつながっていくように、また進めていっていただきたいと思います。

それから、2市1町で包括で、2市1町一体型道路等包括管理等導入可能性調査の検討という資料をこの前頂いたんですけれども、こちらのほうのように、技術職員が不足していると思いますので、ぜひ2市1町で人手不足のところを派遣などをされて、進めていっていただきたいと思います。

そしてまた今年、この予算委員会のほうで、阪神高速湾岸線泉大津パーキングエリアの周遊企画事業もされるということで、ぜひよろしくお願いたします。ありがとうございます。

委員長（前川和也議員）

中定次長。

町長公室（中定昭博次長兼秘書人事課長）

今、2市1町の連携ということでお話がありました。この次の4月からなんですけれども、人事交流というのも実施してまいります。具体的に申し上げますと、高石市から職員を

1名、本町が迎え入れます。本町の職員が泉大津市に1名派遣という形になります。泉大津から1名、高石に派遣ということで、それぞれ1名ずつ2年間出すということで話が出ております。基本的にはそれぞれ、表現が正しいか分かりませんが、エース級といえますか、よく仕事を頑張れる人間に、それぞれの別の職場で勉強してもらってというのが趣旨でございます。4月から2年間ということで計画しております。

以上でございます。

委員（尾崎孝子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

尾崎委員。

委員（尾崎孝子議員）

そんな計画があったのはびっくりしました。ぜひ2年間、エース級の方、頑張っていたくようによろしくお願いいたします。ありがとうございます。

最後に、本町の文化の活性化について教えていただきたいと思っております。

本町には、だんじりも予算計上されています。また、本町の魅力のある正木美術館などもございます。その正木美術館などアピールしていったりとかしていただきたいのと、我がまちの著名人の方にアピールしていただけるような働きかけなど考えられておりますでしょうか。よろしくお願いいたします。

経営戦略課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

岩佐課長。

経営戦略課（岩佐式人課長）

町の有名人等の紹介とかいうところなんですけれども、今現時点では町として、なかなかそういう魅力の発信といいますか、情報の発信というのができていないところなのかなというところでは、当方も認識しておるところでございます。正木美術館等も連携取りながら、今後はいろんなイベント等の企画もできればいいなというところでは、我々、担当者レベルでは考えているところです。実現に向けてはまだまだ、ちょっといろいろハードルがあるというところは現実のところではあるんですけれども、その他、町出身の有名人といえますか、頑張っておられる方というのはほかにもやっぱりたくさん、何人かいておりますので、そういったところを何かしらの形で、要は周知していくというのか、そういったところも現状、考えているところです。具体的には、どういった形で発信していくかというところまで、まだちょっとたどり着けていないという状況です。

委員（尾崎孝子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

尾崎委員。

委員（尾崎孝子議員）

正木美術館とも連携するイベント企画も考えていただけているということ、また、まちの著名人の方もたくさんいらっしゃるということで、ぜひ我がまち、日本一小さいまち忠岡の魅力を発信していただいください、よろしくお願いたします。

経営戦略課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

岩佐課長。

経営戦略課（岩佐式人課長）

すみません、ちょっと補足といいますかになるんですけども、実は、本町出身のメジャーリーグベースボールのデトロイトタイガースに所属してます前田健太選手ですね、要は、イラストのマンホールというものを、要はメジャーリーグベースボールから日本で広告代理店を請け負っている会社からちょっと連絡がございまして、実は東の小学校の正門の前の道路になるんですけども、その歩道部分に前田健太選手のマンホールを要は埋め込むというのか、そういった話が実はちょっと今動いておるところでございまして、当初、4月ぐらいに設置予定ということで動いておったんですけども、急遽、メジャーリーグベースボール側の、要は企画の戦略の練り直しというところで、これが6月以降にちょっと延期になったということがございまして、まだちょっと正式にはいつ頃かは決まっておらないんですけども、メジャーリーグのほうは子供たちに夢を持っていただきたいというところが趣旨で、現役の日本人メジャーリーガーの出身地等に、そういったマンホールを寄贈するという事業を行うということで、忠岡町のほうもちょっとお声かかりまして、そういったものを寄附いただけるというところで、今ちょっと水面下では動いているというところになりますので、そういった今回、相手さんからのそういった話があるんですけども、こちらのほうもそれ以外も積極的に何かしていけたらなというところで考えておりますので、よろしくお願いたします。

委員（尾崎孝子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

尾崎委員。

委員（尾崎孝子議員）

すごいお話が来ていたこと、ちょっと今驚いてうれしく思います。前田健太選手、とても有名な方で、マンホールを寄贈していただけるということ、とても前向きに。ほかの出身のところでもやられているということですね、忠岡だけではなく。忠岡が選ばれたこ

と、とてもうれしく思います。またぜひ、前へどんどん進めていってください。ありがとうございます。もう結構です。ありがとうございます。ありがとうございました、総括終わらせていただきます。

委員長（前川和也議員）

他に総括質疑、お受けいたします。

二家本委員、どうぞ。

委員（二家本英生議員）

6点ほど質問させていただきます。

まず、1つですけれども、窓口対応、公文書の取扱いについてです。住民さんのほうから、窓口でいろんな相談をされた際に、メモを取っていないということが、何か大いにあるみたいです。メモを取っていなかったら、次回、そういった相談があったとしても、どういう対応したのかとか、そういった記録が残ってないから、また同じような対応をされたとか、そういった話をちょっと幾つか伺っています。それだけじゃなくって、電話での対応、ちょっとした事業者との打合せ、そういったいろんな相談とか交渉についてのメモ書きとか、文書に残す分、そういった分の記録についての在り方についてはどのようにお考えでしょうか。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

統一的なものはありません。ただ各担当が相談表とかつくっている課もございます。住民さんのご意見として、そういう形でありますので、全庁的にそういった形で相談表なり周知していくような形でしていきますので、よろしく願いいたします。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

それはぜひお願いしたいと思います。なぜかという、やっぱりクレームになった場合の、言った、言わないとかもありますし、メモを忘れていて、やるべきことを忘れてしまう、仕事の基本的なことなんですけども、そういったことができるだけ起こらないように、何かの形で記録を残す。それが今、最初は原課でそれぞれ対応しているっておっしゃってたんですけども、やっぱりそれは忠岡町として1個の事業者として、そういったきちんとした対応をしていただいて、そのクレーム対応も含めて、相談が二重にならないような形で進めていっていただきたいと思いますが、答弁お願いいたします。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

忠岡町で1つですので、各個人が知ってて、別の担当の者が知らないということがないように、クレームとなりますと、各課、全課で、各課の全ての者が対応することとしますので、その辺は重々承知しております。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

その辺り、情報共有にもなるので、ぜひとも徹底のほうお願いいたします。

2点目行きます。昨今言われているのが物価高騰ということがありまして、私たちの暮らしとかもそれが直撃している状況となっております。そういった中で、一番住民と距離が近い忠岡町の役割として、住民さんたちがこの物価高騰に対して、やっぱりどういった思いでこの状況を迎えているかっていう、その物価高騰対策のアンケートみたいなのを、ちょっと取ってみてはと思います。やっぱり今、忠岡町、この新年度予算の中でも、なかなかその物価高騰に対する補助的な施策というのが少ないので、やっぱり事業者なり住民の方がなかなか厳しい生活をされていると思うんです。そういった中で、全庁的な形で物価高騰に対するアンケートを取ることによって、実態の把握もできますし、それに対しての対策というのが取れると思うんです。そういった形を何か考えていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

物価高騰については、マスコミなりニュースでもう大々的に公表されておりますので、新たに忠岡町が独自にアンケートを取るといようなことは考えておりません。物価高騰対策については、次の国の物価高騰対策の補助金を使いまして、対応してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

アンケートは取らないということなんですけども、別にそんな難しい話ではないと思うんです、今のこの時代。忠岡町、今、SNSでLINEもやってますし、インスタグラム

もやっています。そういったSNSとかで住民から、こういった物価高騰対策の簡単なアンケートを作成して流すというのは、それほど難しいものではないと思うんです。なかなか昔であれば目安箱というか、住民の意見箱というのがあって、そこに投稿して、返事が返ってくるといったものもあったかもしれませんが、さすがにそれは今の時代には合っていないので、本当に今、ごく簡単にSNSがありますので、そういったツールを利用、使いながら対策、物価高騰対策というのもしていてもいいんじゃないかなと思うんですけども、どうでしょうか。

委員長（前川和也議員）

立花公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

先ほども答弁させてもらったんですけど、これが忠岡町だけで起こっているようなことであれば、アンケートをする意味があると思うんですけども、全国的に物価が高騰して、国民の方が疲弊しているような状況は把握しておりますので、新たにアンケートを取るのは考えていません。よろしく願いいたします。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

把握してるのであれば、もうちょっと物価高騰に対する施策も追加していただいてもいいかなと思うんですけども、分かりました。

3つ目についてです。忠岡町が今進めている産廃計画について質問させていただきたいと思います。この産廃施設については、従来、私たちもずっと反対していることなんです。今回、この計画をスタートさせるときに、最初、忠岡町が役割として、住民に理解を得るといことが町の役割の中に入ってたと思うんです。この産廃施設の計画について、住民の理解を得るといのは、いつまでに理解を得ることとってらっしゃるのでしょうか。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

これまで住民説明会をはじめ、議会への説明、ホームページや情報コーナーにおいて情報提供を行った後、本事業に係る基本協定を締結して、事業を実施しておりますので、説明はできているというふうに理解しているところでございます。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

説明はできていると。私、今ちょっと問いたかったのは、理解を得る。説明は当然して
ると思うんです。でも、忠岡町の役割として、住民の理解を得るって最初に書いてるん
です。それが一体いつまでに理解を得るのかっていう、そこをちょっとお伺いしたいん
ですけども。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

本事業でございますけども、議会で説明させていただきましたように、議会の議決も得
ておりますし、今般行われた町長選挙でも、町長のほうが事業を推進に向けて問いかける
中で当選されているというところもありますので、住民の理解もいただいているというふ
うに認識しているところでございます。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そういった形で、ある一定の理解は得ているとは確かに思うんです。ただ、当然、全住
民から理解を得るっていうのは、それは当然厳しいものだと思うんです。ただ、まだ皆さ
ん、内容がまずほとんど分かっていない。そういった中で、本当に事業の内容を理解をし
て、住民のほうに分かって、初めてこれは忠岡町に必要なもんやなって分かった時点で、
初めてそこで理解を得るっていうことだと私たちは思っているんです。今の状況だと、さ
きの一般質問ありましたとおり、今回の予算委員会でもあったとおりなんですけど、要は
まだほとんど何も決まっていない状況なんですね。そういった中で、今のこの段階で理解
を得てるというのは、とてもあまり言えたものじゃないと思うんです。やっぱり基本的
にはきちんと内容を知った上で、そこから住民ときちんと話をして、それで住民が納得し
たのであれば、理解を得るっていうことにはならないんでしょうか。その点についていかが
でしょう。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

以前からも答弁させていただいているとおりで、今後も適宜情報提供を行いながら、本
事業を推進してまいりたいというふうに考えているところでございます。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。二家本委員、7年度予算、7年度の取組、方向性に関連した質問でお願いいたします。

委員（二家本英生議員）

そういうことなんでしょうけども、私たちとしては、まず住民とやっぱりきちんと話したほうが本当はいいんじゃないかなと思ってます。それで、ちょっとご面倒かもしれませんが、自分たちが進めたい事業であるのは間違いないと思うんです。そういった事業を進めているのに、なかなか住民の前にちゃんとして、ちゃんとしたというか、こういう事業なんでこういうものが来ました、こういうものを焼きます、だから皆さん、オーケーしてくださいというところまでは行ってないと思うんです。今回の議会の承認も得ました、町長選挙も確かにありました。でも、その中でも、状況は今と変わってないです。住民が本当に詳しいことって知らないと思うんです。

そういった中で、本当に住民の理解を得てるかという判断は、なかなかしにくいものだと思います。私たちは、最終的には、やっぱりこの問題については住民投票もしなくてはいいのかなという問題ではあります。やっぱりそれで初めて住民の、可否によって住民の理解を得たということが、私たちは常々思っています。やっぱりそういった中で、今そこまでいってない段階で、まだまだ計画が進んでいってる状況でありますので、今後、もっと忠岡町としても、この計画について、もっと住民に知らせていって、住民と意見交換をきちんとして、当然、中には反対の意見も出てくるでしょう。その反対の意見に対しても耳を塞ぐんじゃないくて、ちゃんと聞いて、それをちゃんと説明できる。そういったものをオープンにしていく。その形をやっぱり取っていかないと、なかなか住民には得られないことだと思っています。そこまでする、忠岡町はそこまでしてくれるんでしょうか、これは最後の質問になります。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

先ほどと同じ答弁にはなって恐縮ではございますが、これまで同様、住民さんに対しましては、ホームページや情報コーナー等で、あと広報紙等を用いまして、情報提供のほうをしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

もう同じ答弁なんで、もうこれ以上は何も言いません。

続いての質問に行きます。文化会館の運営手法についてちょっとお伺いしたいと思えます。

施政方針の中で、文化会館の運営手法を今後検討していくという話書かれてました。文化会館は委員会の中でも働く婦人の家がなくなっているというのも話にさせてもらってますけども、運営手法についてはちょっとお伺いしてなかったんで、今後、どのような運営手法を考えているか、ちょっと教えていただきたいと思えます。

委員長（前川和也議員）

伊藤参事。

生涯学習課（伊藤 真参事）

運営手法を含んだ形で活性化を考えていく予定にしております。令和7年度は準備の期間となりますので、そちらのほうも考えながら、調整のほうしていきたいと思っております。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

その運営手法も今後決めていくということなんですけども、例えば、民間に委託するとか、指定管理をするとか、そういった手法も運営手法の中には入ってくると思うんですけども、それらを全部含めた上で、今後、検討していくっていう話でよろしいですか。

委員長（前川和也議員）

伊藤参事。

生涯学習課（伊藤 真参事）

はい、議員のおっしゃるとおり、そちらのほうも含めて検討のほうをしてまいります。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

あそこの文化会館というのは、公民館という役割もあるんです。やっぱり公民館、住民の方々が気軽に使える文化的な場所ということもあるので、なかなかそこは民間委託とか、指定管理とかにすると、なかなか民間の人が気軽に借りれるのかなって、ちょっと疑問が出てくるんです。その辺りも含めて、これから検討していくというのであれば、十分にいろんな方の意見も聞いていただいて、運営手法については考えていただきたいと思えますけども、いかがでしょうか。

委員長（前川和也議員）

伊藤参事。

生涯学習課（伊藤 真参事）

民間のほうに注力したとしても、当然、住民さんのほうの意向のほうを含めたところで

対応のほうをしていくように考えておりますので、その辺の心配はしておりません。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

その辺りは今後の検討材料になってくるので、よろしく願いいたします。

5点目です、教育と福祉の連携についてお伺いいたします。

これについては私もう再三再四委員会とかでも伝えてはいますけども、特に障害児に関する教育と福祉の連携ですね。学校のほうと福祉の事業所、このあたりというのは大体、やっぱり連携していかないことには、当然、その本人の個別教育計画もありますし、障害児とかの療育計画というのものもあるんで、そういったものがやっぱりそれぞれの現場で、同じ立場というか、同じ方向を向いていかないと、一番困るのは当の本人になってくるんです。その辺りの教育と福祉の連携。特に就学後に関しては、その子が小学校、中学校で過ごすことが多くなってくるので、それとあと放課後デイの事業者との連携。その辺りの、その本人をいかにどうやって今後成長させていくかっていう、そこまでの連携というのは、これからも築いていくんでしょうか。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

石本理事。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

お子さんの状況によりまして、必要がある場合、関係する各部署、事業所、放課後デイサービス等との連携につきましては重要だと認識しております。現状、学校におきまして、必要がある場合、保護者の承諾の下、連携のほうを行っておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

それなんですけど、連携と、例えば忠岡町内同士だったら結構やりやすいと思うんです。ちょっと会って話できるっていうのは。例えば、これが特に小学校から、もう地域の小中学校ではなくって、支援学校とか、特別支援学校とか行かれている生徒児童について、やっぱり連携もしていかないといけないですね。それはなぜかという、その子が最終的には忠岡で生活する。そういった中で、小学校、中学校と、やっぱり地域に関わってなければ、なかなかその子が今度、成人して忠岡に戻ってきたときに、もう誰もいてないという、それがひきこもりの原因にもなってしまうんです。それをできるだけ防ぐためには、やっぱり地域の協力も必要などこではあるんですけども、特に小学校、中学校の関

わり合いというのがすごい大事なところであります。

よく支援学校のほうと地域の小学校で地域交流というのもあったりはするんですけども、やっぱりその回数を、当然、その子にもよるんですけども、地域と一緒に触れ合うためにも、ちょっと回数的にも多くしてあげたほうが、地域の小学校、中学校に通っている子は、忠岡の子の中にもそういった子がいてるんやというのも認識できて、一緒に過ごしてもいけますし、逆に、特別支援学校から来る子供たちは、やっぱり地域の子と児童生徒たちと触れ合える、そういう機会ってすごい大事だと思うんです。だから、そういうのを当然、連携もきちんと取り合ってやっていただきたいんですけども、その点についてはいかがでしょう。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

石本理事。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

義務教育段階での、議員おっしゃられる居住地交流につきましては、現在も行っておりますし、あくまでも受入れ側、学校と支援学校が調整の上、お子さんにとっての状況等を踏まえて実施しているものでございますので、ご理解のほどお願いいたします。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

できればそれ、回数を決めるんじゃなくて、できればそういう申出があった場合に、できるだけ早い段階で一回交流させてもらって、それがよければ2回、3回って続けていったらいいことやと思うんで、できるだけ交流する機会を限定するんじゃなくて、逆に多くしていけるような連携を取っていただきたいんですけど、その点についていかがでしょうか。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

石本理事。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

あくまでも居住地交流につきましては、支援学校のほうから保護者の方と話し合われた上で、受ける側の本町の学校のほうに依頼等をされる上でのことですので、その辺り、詳細については、学校と支援学校のほうで相談して、お子さんにとってのいうことでしておるところでございますので、市町村の状況等も含めて、また調査研究もしてまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

その辺は調査研究とかじゃなくって、できれば進めてまいりますぐらい言っていただきたいと思います。

最後の質問に移ります。忠岡町の文化イベントについてお伺いしたいと思います。

コロナ明けてから、結構ふれあいホールのほうで、大人向けというか、何か目的を持っていろんなイベントをやられていると思うんです。やっぱりそれを見ていると、なかなか大人向けというか、どうしてもちょっと、例えば防犯とか、防災とか、そういった形にちょっとつながる講演が多いかなと思うんです。そういった中で、例えば文化的なイベントの中、例えば子供がやってるキッズがやってるダンススクールとか、あとはミュージカルのグループとか、そういったちょっと見せ物と言ったらあれですけども、そういった形の文化イベント、ふれあいホール、それほど広くはないと思うんですけども、ただ、やっぱりああいふれあいホールがあるので、できないこともないと思うんですよね。そういったイベントもできたらちょっと回数を多くしていただきたいんですけども、その点についていかがでしょうか。

教育部（村田健次部長兼教育総務課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

村田部長。

教育部（村田健次部長兼教育総務課長）

ふれあいホールについては、そういったイベント等々ということでご提案いただいておりますので、今後、ちょっと調査研究して、そういったもので拡充できないかどうかというのは、ちょっと調査研究してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

これ、ほかの他市とかでは結構やってるイベントなんです。それこそ子供の劇団を連れてきて、そこで劇やったりとか。映画とかでもいいと思うんですけども、やっぱりそういった形で、子供たちにも何かを触れさせてあげる。そういった場面というのが、忠岡町、今少ないのかなと思ってます。やっぱりそれを、これから将来的に忠岡の子供たちにも、そういうことを見せてあげたいと思いますので、できましたらそういったイベントについても何か検討していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

委員長（前川和也議員）

他に総括の質疑をお受けいたします。

では、三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

よろしく申し上げます。まずは、災害からの避難対策についてお聞きします。

ピープルチャイルドの、忠岡の屋上に避難するための螺旋階段の活用について、令和6年度中に運用を開始すると、今年度中に運用を開始していくと、昨年の予算委員会のときに回答されましたが、その後、どのようにやってるのでしょうか、お答えください。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

ピープル忠岡チャイルドスクールの開設マニュアルにつきましては、たたき台といたしましては、現在、完成はしてございますが、当該マニュアルに沿った形での運用ができるまでには現在至っていないのが現状でございます。

また、施設の門の鍵等の管理につきまして、誰が行うのかなど含め、相手方とは本町の職員が鍵の開錠や施錠を行うとのことで協議をさせていただき、今後、役場、庁内において情報を共有いたしまして調整等を行い、マニュアルの作成と併せて、当該避難施設の運用に向け取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

あの辺り、中2丁目、あとは北2丁目、南2丁目以西のほうですよね。津波での浸水被害の高さがすごい高いって言われている地域で、元気な方であれば別かもしれないんですけど、やっぱり高齢になってきて、しかもこれ、それとも逃げなあかんというレベルの地震やと、それこそもう車はまず動けない、地面がたがた、電柱倒れててもおかしくない。それこそ電線が落ちてきて、それこそ感電の危険性もあるような状況の可能性も十分あり得る中で、やっぱりシルバーカー押さなあかん、それこそもう車椅子、つえついで歩行の方がもし逃げる場所となれば、本当にもう高台に逃げるしかない、高い避難所に逃げるしかないと思うんです。そういった、あの辺の2丁目以西の地域ですね、そういった所で逃げ場の確保というか、ちゃんとした明示、対策というのはどのようにお考えなのかお答えください。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

ご質問の地域でのそういった当該施設につきましての建物については、現在、把握はしていないというところでございますので、今後、そういったエリアについては、現在、本町では津波の想定地域ということで区分されているところでございますので、必要に応じての対策というところで講じていく所存でございます。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

必要やと思うんで。その例えば北3丁目の、うちの父、母がもしもって足が悪くなって逃げると仮定した場合、じゃあどこ逃げるんかということですよ。そういったのもふだんから、例えば予算委員会的时候にも、さっきの款的时候も言いましたけど、明示のプレートなり、ここの3階以上で何メートルですよとか、ああいうふうにできるだけ視覚的に分かりやすいような避難誘導を進めていっていただきたいなと思うんですけど、いかがでしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

今ご指摘の津波避難ビルにつきましては、現在、本町としては5施設というところで指定を行っているところでございます。それにつきましては、併せて避難所の場所も含めまして、先般、ご指摘いただいたようなところの案内表示というところも含めて、近隣の状況等の事例を参考にしながら検討を行ってまいりたいというふうに考えてございますので、よろしく願いをいたします。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

はい、よろしく申し上げます。また、多機能自販機の設置ですよ、去年、全町的に取り入れていくと、昨年の決算委員会で回答されたんですが、今、どのような現状で今年度進めていただけるのでしょうか、お答えください。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

多機能の自販機の設置につきましては、府下全自治体の取組状況等を照会させていただきまして、一定の集約をいたしました。それらを踏まえて、全庁的に関係部署等、行政財産の利活用という観点から、多機能型の自販機を含め、設置台数や設置場所等の協議を現在行っているところでございます。つきましては、7年度の運用を目指しまして、今後、引き続きになりますが、段階的に協議を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

今年度中に、ある程度一定は進めるということによろしいですね。7年度中ですね、すみません。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

はい、7年度の実施を目指して検討を行うというところでございます。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

ありがとうございます。

続きまして、今、社会問題でオンラインカジノの問題はご存じだと思います。今後、警察が全ての捜査を一通りやるんやよとは公言してるんで、変な話、数十万人と言われてる利用者が、多分、そんなに起訴にはならないと思うんですけど、一定、誰がということで公の下に、もしかしたら個人の状況が判明される可能性もあるということで、今、野球選手が何人かささらされてはいますけど、よくあるのが、もし、じゃあ今後、役場の職員さんが、人数の比率で言うたら多分、役所の職員の人口比率でいうと、多分、2人から3人ぐらいは出てくるであろうと思われるんです。全職員の数からの人数計算で言うたらですよ。やっぱりある程度お金、ある程度貯金とかある人のほうがやってる可能性が高いんで、やっぱり公務員とか今後、挙げられてくるんかなってちょっと思う中で、変な話、早々に自己申告しなさいと。自己申告するんやったら、もう注意だけで済ますからとかね、何かそういうような役場として、そういう対応というのはできないのかなというのは思うところです。最終的にもしこれが、もうずっと言わんで言わんでおって、世の中がそんな公務員、誰がやってたねんって、さらし上げろみたいな、しょうがないに、やってま

いましたみたいなことになったときに、やっぱりそうなったときの心象と、先に言う心象はちゃうと思うんで、役場としては一定こういうことに関して、先に先にこういう対応、取組をしていくべきかなと思うんですけど、いかがお考えでしょうか。

町長公室（中定昭博次長兼秘書人事課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

中定次長。

町長公室（中定昭博次長兼秘書人事課長）

三宅委員のほうからは、職員の、今回に関しては事前に調査することによって、処分を軽減できないかというような観点で言っていておられます。いつもこういったご意見、ありがとうございます。ただ、こういった、この社会的な問題になっている件につきましては、もし本人からの申出がありましても、業務以外の私的な行為になりますので、それが処分の対象などになる場合は、やはり警察、検察の捜査の結果を待つというのが、一定、今まで運用として、本町のみならずどこもそうなんですけど、起訴結果を、起訴、不起訴を結果待つてからということが一般的な取扱いとなっております。

また、私たち公務員は、平時から住民の皆さんから高いコンプライアンス意識を求められております。言葉の中で、おまえら公務員やのについてというような言葉が出るのは、多分、そういった意識から出てる言葉かなと思います。この件について、もし法律を犯している職員がいるのであれば、やはり事前に調査したではなく、軽減するというのはなかなか難しいのかなと、それなりの処分は受けていただかないとしょうがないのかなというのは考えております。

以上でございます。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

分かりました。ちょっとね、何か、多分いる、割合で言うたら絶対出てくる。世の中にそんな社会じゃないですか。もうさらし上げられるような。でも、そこがすごく何か、僕の中では腑に落ちないというところがあるんでね、単純賭博は公訴時効は3年なんで、それを乗り切ったら、もう多分、起訴も何もできないから、多分、事実上、その後に出てきたら、もう今やったら2028年の2月以降にもうそれが分かれば、多分もう処分どころか、公訴時効も終わっちゃうんで、多分、罪自体は問えないと思うんですけど、何かそれまでに何か信用が揺らぐんやったら、先に先手先手のほうが理解してもらいやすいかなと思ったんで、ちょっと今、ご質問させてもらったんですけど、またその辺、おいおい重々考えていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、ボランティアのことでちょっと前からちょっと気になるんですけど、忠岡

町のボランティアの在り方で、一般的にはボランティアって無償だよねと。ただ、最近は市町村によっては有償のボランティア、しかも有償でもシルバーのように特定随契とか絡んで、ああいうような地域の仕事を投げて、要は一般的な公共事業よりも安い、そういう位置づけのボランティアとか、あと一回ちょっと軽くやって、100円、200円、300円のお礼のお金の受け取りがあるような、そういう本当に軽いランクでのボランティアとかいろいろあるんですが、忠岡町って、あんまりそのボランティアの在り方って論議も聞いたことないし、取組とか一体どういように仕組みを整えていくとか聞いたことないんですが、忠岡町はそういうのはあんまり流れてこないというか、そういう議論活発にならへんのでしょうか、教えてください。

福祉課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

武藤課長。

福祉課（武藤優子課長）

議員仰せのボランティア、特に有償ボランティアのところですけども、現在、町として呼びかけや取組が行っていない状況でございます。といいますのも、様々な町主催の行事などについては、各種団体から動員をいただきまして行えているというところがございます。ただ、今後につきましては、ご指摘のような有償ボランティアの必要性についても、まちづくりをしていく上で必要だと感じているところですので、実際、有償ボランティアを使われている他市町の状況について調査研究を行いながら、必要に応じて取組を進めてまいりたいと考えておりますので、お願いいたします。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

よろしく申し上げます。

続きまして、公園や施設の管理の一元化について、ちょっとお聞きします。

公園の利活用についての意見がよくこちらでも議員から寄せられているような状況やと思うんで、福祉部局から産業部局ね、合流されたというような経緯とかもあるんですけど、やっぱり教育部局との縦割りで、教育の部分というのは、なかなか話がしんどいなというところも感じる場所なんです。長期的な方針だったら、全ての公園やグラウンド、公民館とかふれあいホールなどを貸し出すということが前提のところについては、担当部局に関しては一元化していくべきかなと思うんです。そうすれば工事、修繕、貸出しの要項作成から全てまとまって対応が、窓口も一本化やし、それは住民にとって分かりやすく、僕らにとっても分かりやすいかなと思うんですけど。そういうふうに行っていくべきであると思うんですけど、いかがお考えでしょうか。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

貸出し分については、公園とか、教育のほうでもう既に一元化できてるというところがございます。児童遊園については、営繕、以前から営繕も土木課のほうで見ていただいていたというところで、土木課のほうに移管した経緯がございます。新浜緑地の部分については、恐らく申請が教育委員会、管理が土木課、それで土地の所有者が大阪府というところで、運用のところですね、なかなかスムーズにいったなかった部分があると思うんです。今回、そういった民間の申請がこれまでになかったというところ、スムーズにいったなかったというところもございますので、一度関係課寄りまして、スムーズにできるような形で、ちょっとまた調整をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

プラス、貸出し以外にも、やっぱり管理とか修繕とか、体育館は別ですけど、体育館1つ取っても、グラウンドでも工事の設計計画いろいろあるわけじゃないですか。そんなできるだけ集約していったあげたほうが、教育は教育に専念できたりするんかなとか思うのと、以前にふれあいホールですよね、車椅子を利用する団体が使っています、毎年。身障者の車椅子がもう10台以上あるんですよね。あそこ、ふれあいホールに行く1台ぽっきりのエレベーター、めちゃくちゃ時間かかるじゃないですか。今、プールやってるから、プールを使う子らが、ここまた挟むと、ふれあいホールに全員、車椅子上げるだけで1時間以上かかったっていうね。帰りも1時間近くかかったっていうて、すごい使い勝手が悪いねんという相談を受けたことあるんです。そのときに、まず教育委員会に言ったら、いや、エレベーターの管理はあそこは1個しかないから、内々の活用するんやったら、もううちじゃないみたいなことを言われて、まあまあそこで2つ、3つ、いろいろ二転三転はあった次第なんですけど。その中で一元管理ぼんとやっといってくれたら、もう1か所で済むわけじゃないですか。そういう相談がね。そういうことを僕はスムーズに進めることによって、利活用とか利便性も高まるんちゃうかなと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

いろいろな利用で、どの課が一元化するのか、その状況、状況に合わせてなかなか難しいところがありますので、住民さんのクレームがないように、今後、努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

前向きに検討していただきたいと思います。

続きまして、官民連携におけるごみ処理場の件について、ご質問させていただきます。

これまでうちの会派、無所属の会の会派との確認事項で、うち何回も確認のために、こういった場を使わせてもらって確認はしてるんですけども、その確認の1つなんですけど、理事側の部長が回答の中で、忠岡町が認めた種類のごみ以外は処理させることはない。この方針に変わりはないかということ、まず1点目お聞きします。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

変わりはありません。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

その中で、これまで賛成に丸をしてきた大きな理由で、一般廃棄物と同性状、持ち込まれるごみについてはということで、説明を受けて、それに基づいて僕らも賛成してきたというのがあります。住民が持ち込めない粗大ごみ以上のものは、産業廃棄物として認めへのやろうなど。言い方がちょっと例に取ると、タイヤを住民は粗大ごみで持ち込んだら断られるけど、事業所が持ち込む粗大ごみのタイヤは幾らでもオーケーよというのは、これ一般廃棄物と同性状という、同質同等とかね、よう言うてはったじゃないですか。それではないんじゃないんですかということで、その辺は口酸っぱく聞いてきたわけなんですけど、この話、この約束についてはほごにされるということはないでしょうか、お答えください。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

搬入ごみの承認基準等につきましては、今後の施設設計と並行して検討を進めてまいります。また、これまでのご説明にそごがないよう、基準等の検討を行ってまいります。また、一定考え方がまとまりましたら、ご報告のほうさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

あと、今年、令和7年度予算で環境省の事業なんですけど246億の予算がついた、廃棄物処理施設を核とした地域循環型共生圏構築促進事業というのがあります。内容を見ると、忠岡のように官民連携していきます。その官民連携で進めていく中での補助金みたいな書き方やったんです。最低でも2分の1補助と。これまでやったら公と公で5万人以上とか、広域でやったら2分の1、国が補助くれるというのが、これ官民連携に変わったのかなというふうに捉えてはいるんですが、このような補助金の活用について、試算の段階でこのような補助金、試算の段階ではまず補助金、こういった補助金を活用した上での忠岡町のごみ処理費用に反映するスキームであったのかお答えください。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

（仮称）地域エネルギーセンター等整備運営事業におきましては、新施設の建設に係る費用は、民間の負担であるということを前提として、事業期間中の処分費等の単価が提案されておりまして、提案されている処分費等の単価は、建設費の増減に応じて変化するものではないと認識しているところでございます。また、ご質問の国庫補助事業につきましては、相手方において利用を検討しているかどうかといった情報は把握はしていないところでございます。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

建設費の増減に左右されるものではないとはおっしゃってはるんですけど、こういったのが出てきて、当時、多分こういう補助金なかったの、今回、僕も初めてこういうのを見たんで、当時そういうのがなかったんですね。多分、日本全国こういうことが、多分、今起きていて、多分、いろんなどこから陳情出て、こういう計画進んでいるから、こ

うというような補助金が出てきてるかなと思うんですけど。ということになったとすれば、やっぱりこういう転換のときに、大栄さんと交渉した上で、このようなスキームも途中からほり込んでいってもらった上で、最終的なごみの費用等に反映してほしいって頼むのは、交渉していくのは忠岡町としての責務かなと思うんですけど、僕からしたらそう。ほかの方はどうか分からないですよ。別にそんなん入れんでもええやんって思っている議員さんもおるかもしれへんけど、僕はもう絶対こんなん入れていった上で、ある一定以上は、やはりその半分は国民の税金なんですから、やっぱり反映していただきたいなと思うんですが、いかがお考えでしょうか、交渉として、交渉に反映していただきたいと思うんですが、いかがお考えでしょうか、お尋ねとか。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

こちらのほう、提案されたごみ処理費用は、今後、施設建設費が大きく上がっても、また下がっても、変化するものではないと考えております。反対に言いましたら、国費使って、その施設が半値になりましたよということで、その施設のいわゆるごみの処理の単価が半値になるというようなことでのスキームで考えて、向こうの提案を受けたものではありませんので、その辺のところでは処理単価が変わるという認識はございません。ただし、今、時代とともに三宅議員がおっしゃるように、補助金がつくよとか、そのような補助金がこれから発生するようであれば、こういう補助金でも活性していただいて、民間事業がやる分についても寄与できるものであれば、こちらのほうでも知り得た情報というのは、SPC側さんに提供してまいります。

以上でございます。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

せめて補助金を活用するんやったら、一定金額を反映してもらわないと。だって、その補助金は国民の税金ですから、そこを使って、企業としては利益を丸々上げて、その企業が数十億単位でもらう、はい、終わりじゃなく、やっぱりそれは選択肢をした杉原町長以下、この役場全体で決断したわけじゃないですか。やっぱりその決断に対する、やはり方向性に対する対価じゃないですけど、そこはこういった補助金が今後、今回生まれたわけじゃないですか。生まれたんやったら、せめてやっぱり反映される、ここの交渉材料として乗っけていく努力はしていただきたいんです。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

今、環境省のこちらの補助金の分なんですけども、その補助金が、この新しく造る施設が対応できるか、またその補助要件に合ってるのかというのは、まだ私ども存じておりませんので、そちらのほうは、こういう補助金がありますというところで、アクションとしてはこういう補助金を活用すればどうでしょうかということ、お話はさせていただきますけども、当初、こちらのほうの提案というのは、そもそもこちらの金額で広域がお安くなるのか、また単独でやるのはどうかということで単価を設定して決めていったものでありますから、反対に言えば、建設費が高額になれば、処理費も高額になりますよということにもなりかねませんので、そちらのほうは、今、現状のままで進めていきたいと考えております。

以上でございます。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

そこはもうね、多分今ここで、答え、こうですとは言わへんやろうからということやと思うんですが、その確認自体ね、僕、別に幾らでも僕から、幾らでもやれたりしますけど、やっぱりそこは乗っけていただいたほうが、建物の費用がでかいと思うんで。すると、町長がおっしゃっているように、ばら色のごみ色ライフ、ごみライフでしたっけね、の忠岡に持っていけるわけじゃないですか。そこって、この官民連携のすごい肝じゃないかなと僕は思うので、そこはちょっと部長には骨を折る形になると思うんですけど、まだそこは交渉として、大柴さんとしっかりと使えるのなら、その確認からですけど、向き合っていたきたいなと思うので、よろしくお願いします。よろしいでしょうか。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

まずは議員がお示しのこういう補助金を、まず使うか使わないかっていうところもまたなってきますので、その辺のところで活用するようであれば、そういう今、こういう意見もあるということのほうはお伝えさせていただきまして、私どものほうで、また交渉のほうはしていきたいと思っています。

以上でございます。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

小1の壁実態調査についてお伺いします。

こども家庭庁が令和6年7月上旬に、小1の壁の実態調査をすると発表されました。その辺の調査については、忠岡町としては何か回答とか、調査した上でされているんでしょうか、お答えください。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

石本理事。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

議員お示しの小1の壁につきましては、少しでもお子さんにとってのハードルが低くなるのが大切であると考えております。これまでも就学前と小学校との連携として、就学前のお子さんを学校に招待して、低学年児童との交流会等も行っております。また、町の施策として、学ぶ楽しさを育む推進事業として、小学校に非常勤講師を配置して、低学年の学習や学級活動において、学級担任と連携して、よりきめ細やかな指導支援を行うことで、少しでもお子さんにとってのハードルが低くなるよう、そういった強みのほうもございます。

以上でございます。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

いや、実態調査あったんですかと、そこを聞いているんです。実際、実態調査はありましたか。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

石本理事。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

こども家庭庁になりますので、すみません、ちょっと教育委員会のほうはあれなんです、私のほうでお答えできるのが、学校で実際に。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

いや、別に誰が答えてくれても。その小1の壁実態調査はありましたかと、こども家庭庁の。事前には投げかけてはいるので、お答えはいただきたいですけど。今、答えられへんやったら、答えられへんでいいですけど。

委員長（前川和也議員）

答弁、可能でしょうか。

こども課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

藤原課長。

こども課（藤原直臣課長）

再度確認させていただきます。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

分かりました。

続きまして、前からお願いはしてる、前からちょっと言わせてもらっている5歳児健診の実施についてなんですけど。令和10年度までに全国実施を目指すという発表があって、それまでの期間は健診費用などの助成を2分の1に引き上げるという予定の発表がありました。もともと発達障害などの早期発見とか、特に5歳児って、4月生まれと3月生まれの差が激しいじゃないですか。その3月生まれとか、年子の子ら、ちょっと1月、2月、3月の子らの親御さんが、いや、5月、6月の子と比べて、ちょっと何か言葉が遅いとか、いろいろ勘違いしたりとか、そんなんも含めて、何か自分の子供に不安を覚えたりとか。そういうようなことで、客観的な指標がない中で小学校に入って、要は、専門的なチェックなり何なりが働いてないというような、なく、要は、学校の先生とかのそういう判断で、こういうふういろんな判断だけで、いろいろ進んでいくという現場もあるとは聞いてます。

まあこういったことに関して客観的な判断、判定なりを一律にするって、結構重要なと思うんですが、早急に取り組めないのかと思うんですが、忠岡町としていかがお考えでしょうか。

委員長（前川和也議員）

泉課長。

健康づくり課（泉 亜希課長）

5歳児健診の実施につきましては、健康づくり課内でまだ準備が整っていないのが現状でございます。実施に向けては、町内医療機関の先生方との丁寧な調整、協議の上、今後進めることとなります。できるだけ早期に検査の方法や実施体制の整備、健診従事者の確

保を検討し、実施できるよう努めてまいります。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

まず1点目なのですが、ドクターとの調整がしっかりできたら進めていけるということ
でいいんですね。進めていくということですね。

委員長（前川和也議員）

泉課長。

健康づくり課（泉 亜希課長）

そうですね、事前カンファレンスですとか、健診後の保健指導で、健診後のカンファレ
ンスにつきましては、本町の専門職で対応できるんですけれども、問診ですとか、診察の
部分においては、お医者さんのお世話になるという形になりますので、その部分の丁寧な
協議ということでございます。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

分かりました。また別角度で、またいろいろ質問させていただきますので、今後ともよろ
しくお願いします。

あと、学校に行けてない困難を抱えている児童生徒を、不登校、今何人おるかとかそん
なんじゃないですけど、そういった方で放課後デイですよね、を利用されているケースっ
ていうのは、今、忠岡町で何件ぐらいあるでしょうか、教えてください。

こども課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

藤原課長。

こども課（藤原直臣課長）

今年に入っても引き続き放課後デイサービスの利用をされている方は7名でございま
す。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

その7名というのは不登校で放デイを利用しているということの認識でいいですね。

こども課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

藤原課長。

こども課（藤原直臣課長）

はい、そのとおりです。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

7名ということなのですが、そういった子供の、要は民間と学校との情報連携というのはどのようになっていますか、教えてください。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

石本理事。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

放課後デイサービスにつきましては、障害のあるお子さんのほうが使用される福祉サービスでございます。不登校につきましては、もちろん学校のほうで把握しておりますので、やはりそのお子さんの状況によって、必要がある場合、関係する各部署、放課後デイサービス等との連携につきましては、大変重要なことですので、現在も学校におきまして、必要がある場合、保護者の承諾の下、連携のほうを行っているところでございます。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

具体的に何人が連携できてますか。必要がある場合っていうたら、その必要がある場合は7人中何人ですか。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

石本理事。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

人数については把握のほうはできておりません。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

全員かなと思うんですけどね。僕、正直。全員必要ある場合ちゃいますか。だって、学校に行けずに放デイは行けてるって。それはもう絶対に学校としては把握していかなあかんケースちゃいます。じゃあもう放デイ任せでいいっすよって、どうせ朝から見てくれて

るんでしょって、安全でしょう、じゃあもう学校としては、もうそれで一旦オーケーじゃないですかっていう考え方やったら別にいいですよ。でも、それやったら義務教育の放棄になっちゃうんで、その辺に関して、やっぱり放デイも行きながら、じゃあ学校にもちよこちこでも通えないんですかみたいな、どういうふうに現場の先生が考えてるか知らないですけど、必要がある場合でというて、そこが何人かも分からへんというたら、ほんまに対応してんのっていうことを思うんですが、いかがでしょう。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

石本理事。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

あくまでも不登校ですので、年間であれば30日以上という形になります。今年度については、もちろんまだ途中の段階でございますので。議員おっしゃられるように、その障害があつて、例えば学校生活になじめないと、なじみにくいということが要因でということであれば、その場合には、もちろんそういった連携というのは必要と考えますが、不登校につきましては、様々なやはり要因がございますので、その辺りについては、必要があればそういう会議等を開いて、検討のほうをしているということでございますので、申し訳ないですが、放課後デイとの連携というのは、先ほど別の質問でありましたが、必要があれば学校としては連携は大切だと考えますが、その不登校の要因については、実際に人数というのは把握できてないところでございますので、ご理解のほどお願いいたします。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

こども課は7人って把握してるじゃないですか。だって今、すみません、7人ってはっきりと答え返ってきて、その子は30日以上は行けてないわけですよ。という可能性があるということは、放デイのほうの子供の状況をよく知ってる可能性ありますよね。普通やったら、僕がスクールソーシャルワーカーやったら、学校の先生からこんなん上がってきたら、いや、まず放デイの人にちょっと来てもらって、状況はしっかりと把握していきましようと言うて、常に把握し続ける対応というのは重要やと思うんですね、官民連携として。それができないのかなというふうな観点で、ちょっと今回、質問させていただいてるんですが、いかがお考えでしょうか。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

石本理事。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

不登校の要因は様々でございますので、ただ、議員おっしゃるように、実際、その7名のお子さんが、学校に行きづらい状況というのがございますので、その辺りは今後、連携等のほう進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

少なくとも放デイに行けてるという時点で、連携の必要はあると思うんです。情報を取るための、情報を知って、放デイのほうがよく知ってると可能性あるんで。そこは確実にどっかに居場所があつてきてるんやったら、それはその情報と連携はそこはしてほしいなって僕は思うんで、またこれ、また改めて違う場でもお答えしていきますので、よろしく願いいたします。

続きまして、町長、すみません。昨日のチャレンジについて、ちょっと確認のために質問なんですけど。対象児童が全て利用すると今回900万を超えると。350万程度の予算で計上されているんですけど、大阪市の利用でいくと、もう60%、平均したら超えますと。ある市の、ちょっと調査したら10%程度。ただ、中身見たら、小5から中3やったということやったということやったんです。僕も子供がやっぱり保育所、こども園におつたから、何となく分かるんですけど、やっぱり年少児童からということになれば、5,000円以下の習い事はいっぱいあるし、結構、塾以外でいろいろ、例えばプール、KUMON、あとは地域でそういう空手とかいろいろあると思うんですけど、好きなのを習わしてあげたいというのは親心で、結構、利用率は高まるかなと思っているんです。

ただ、僕、一番ここ、やっぱり何度も、もうご理解いただいていると思うんですけど、やっぱり生保と就援のレベルでの所得基準で線引くと、よくあるのが、これは子供じゃないですけど、結局、あの家は生活保護を受けとるのに車、あんなええ車乗ってるってひがむんですよね。貧乏な方って、より貧乏、貧しいけど何かこういうところはあら探して、ひがみ合ったり、いがみ合ったりするんですよ。それはもう仕事ですごい今まで、そりゃ僕も見てきて、嫌な思いとか、もう何か、気持ちは何とも言えない思いがずっと続いたのもあるんですが、これが、ただやってる方向性はむっちゃええと思うので、これスタートされますよね、町長。反響と利用状況ですよね。僕、多分、低学年になればなるほど高いと思うんです。せめて次年度以降はこの所得基準、これを徐々に上げていただきたいと。必ず上げていく、拡大するって約束できないでしょうか。

委員長（前川和也議員）

杉原町長。

町長（杉原健士町長）

担当課からもいろいろ、るる説明があつたと思いますが、何かスモールスタートとかい

うような言葉も使ってましたけれども、実体的にどのぐらい把握できてるんかというたら、これもちょっとクエスチョンのところもありますけれども、うちとしては府下の中でも、まだスタートを切ってるところは少ない中で、これをやっていかなあかんっていうのは思いましたので、取りあえず4歳からというのをうたい文句に上げてますし、当然、利用していただいて当たり前やと思ってますので、利用していただくことはありがたいなと思ってます。特に所得の問題、云々かんぬんの中で、指くわえて見てるような状態の方がおつたら、その人たちに手を差し伸べて、プールへ行きたいとか、ピアノを習いたいとかいうような形の一助となればということも考えてますので、次年度以降はその辺はやっぱり、ちょっと緩和しやなあかんところというのは、担当課ともしっかりと加えながら、やっぱり心の中にもそういうのもありますし、今回、もし計上していただいてます数字が少なかったら、当然、補正予算ちゅうのも組まなあかんようなことにもなるやろうし、その辺の範囲はいろいろ深めていかなあかんなと思ってますので、これで終わりじゃなしに、小島委員さんでしたかね、今年で終わりじゃないですよねちゅうような質問もあったと思うんですけども、いや、今年で終わりじゃないですし、これを盛り上げていって、忠岡町の若い世代の方々が住み続けたいまちづくりの中の一助となればということで考えてますので、その辺、ご理解のほどお願いしたいと思います。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

来年度以降、これ多分ね、むっちゃ人気あると思うんですよ。4歳からっていうのが、すごいいいことやなと思ったんで、その辺はよろしくお願いします。

最後になるんですが、これすみません、議長になると思うんですけど、この予算、賛成するというのが、今ちょっと議会のタブレットで、僕もいろいろ思うところがございます。ただ、じゃあこの予算に賛成したから、じゃあ、もうタブレットに関しては、今の方向性からまだ意見とか、その考え方について、ああだこうだ言うてくれるなよっていうような形なのか、どのようにこの賛成ということをもって解釈、議会のタブレット化のこれからの進め方について、この予算委員会での賛成を位置づけたらいいのか、お答えいただけますでしょうか。

委員長（前川和也議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

まず、タブレットの導入については、近隣の自治体とか、そういったものの導入状況とか、改選後の議員の皆さんの要望を踏まえて、今議会としても今年、導入に向けて取り組んできています。この取組によって予算に賛成、反対にかかわらず、引き続きご理解、ご協力をお願いしたいのが、これはもう前提であります。ただ、これまでまたシステムを含

めたいろんなタブレットの対応等の運用基準に関わる分については、議会運営委員会もありますから、そこで協議いただいて、進めていっていただければと思いますし、導入後においても、いろいろ改善すべきところはあって、より使いやすいというところの部分については、それは合意を満たして活用していけるような形で議論されたらいいのかなとこう思いますので、いずれにしてもよりよく活用していただくことが大切かなと、こう思っております。回答になってますか。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

分かりました。

委員長（前川和也議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

だから、反対、賛成にかかわらず、あのとき賛成したんやから、これも賛成せんかいというようなことはございません。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

ありがとうございます。

以上で終わります。

委員長（前川和也議員）

ありがとうございます。

では、次、副委員長、お願いします。

副委員長（小島みゆき議員）

すみません、3点ほど質問させていただきます。

全国的にも人口減少が進んでいます。少子化や高齢化社会の問題、忠岡町としても同じだと思います。今後どのようにお考えでしょうか。そして、どのような取組をされていくご予定でしょうか、お答えください。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

本町に限らず、全国的に人口減少しております。本町の場合は子育て支援に重点を置いて、持続可能なまちづくりを行っていきたいというふうに考えておりますので、今回、認

定こども園の第2子の補助とか、子供のチャレンジとかいう形で、新たな施策を打ってま
す。今後も人口減少対策、また子供に限らず、大人の方にも一定の施策をしてまいりたい
と思いますので、よろしく願いいたします。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

ありがとうございます。やっぱり若い方が入ってきていただいて、子育て世帯にこうい
う支援というのは、本当にありがたいと思っております。また、でもどんどん、やっぱり
人口が減少しているということは、またしっかりと忠岡町でも取り組んでいかないといけ
ない問題と思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、高齢者へのフレイルも取り組まれていると思いますが、医療費は高くなっていま
す。元気で長生きをしていただくために、今後どのような新たな取組とかされていかれる
んでしょうか。認知症の問題も深刻な問題です。抱える家族も本当に大変な状況です。そ
の方々を支えていく取組や対策をもっと進めてほしいというお声をたくさんお聞きしま
す。本当にお困りの方を助けていけるようにしてほしいですが、何か新しい考えとか、ど
ういうふうに取り組んでいくとか、ありますでしょうか。

福祉課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

武藤課長。

福祉課（武藤優子課長）

高齢者施策につきましてですが、現在、町として考えておりますのが、少し少ない資源
のところを増やしていきたいというところで、サービスの部門で不足しているかなと考
えている運動型の教室であったりとか、そういったところで健康寿命を延ばしていくよ
うな事業などを考えてございまして、実際、実施している市などに見学に行かせていただ
いているところでございます。

認知症の部門なんですけども、6年度より映画会であったりとか、出張型の認知症の相
談会などを取組を始めております。好評でございましたので、今後そういった取組も広げ
ていながら、認知症のところにも力を入れてまいりたいと考えておりますので、よろし
くお願いいたします。

委員長（前川和也議員）

小島副委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

はい、ありがとうございます。新たな取組もしていただいているということですので、
それがしっかりと実行にいけるように、よろしく願いいたします。

先ほどもちょっとこの予算の中でもあったんですけど、介護認定のことで言われていたと思うんですけども、他市をお聞きすると、認知症の診断があると、本当に要介護1になるのに、忠岡町は要支援になるというお声をたくさんお聞きするんですね。やっぱり、認知症を抱えているご家族というのは、本当に見た目には認知症といっても分かる方と分からない方ってあると思うんですけども、本当に私の知ってる方は、ご主人さんが認知症になって、ふだんはもう全然おとなしいのに、ある日突然、夜中とかに何か急に怒り出して、壁をぼんってたたいて穴開けたりとか、そういう状況を抱えている方もあるんですね。そこで何で私は要支援と要介護の差になってくるのかなというのを、すごくちょっと疑問になっていたので、先ほどもいろいろお答えはあったと思うんですけど、ちょっとお聞きしたいなと思って質問させていただきました。お願いします。

福祉課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

武藤課長。

福祉課（武藤優子課長）

要支援、要介護の認定ですけども、やはり調査員が見させていただいた状態と、あとはご家族やケアマネジャーなど、関わられている方からのご本人さんの様子の聞き取り、それと主治医の意見書というところが決め手になってまいります。認知症の度合いにつきましても、主治医意見書のところでつけていただくところがありまして、そこで度合いをはかって審査会のほうにかけていくのですが、やはり調査当日に見えないところというのはあると思うのですが、そこは実際、お話をいただきましたら、特記事項というフリー記述のところで反映はさせていただきますので、ぜひ調査の際には、全て遠慮せずに内容のほうを教えていただけたらと思っておりますので、お願いいたします。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

しっかりとご家族の方はちゃんと報告というか、調査のときに来ていただいたときに、うそを言うんじゃないくて、重たく言うのではなくて、本当のことをしっかりと話しされているんですけども、やはりそういう状態なので、どこが忠岡町と岸和田市とかは全然違うのかなというのが、私がいつも疑問に思うことで、何度か武藤課長にも言ってると思うんですけども、そこがちょっと、何とも何か腑に落ちないところがあるので、どういうふうにお伝えしたら、そこがそういう介護と支援に変わるのかなっていうのが何か不思議でしょうがないんですけども。ちゃんと調査していただいているということで、何て言うて終わっていいのか分からないですが、本当に状態としてはそういう状況なんですね。すみません。お返事もらっても一緒になると思うので、もう次に行きます。

あと、保育士はこども園とかでも、保育士は足りてるといってお話をお聞きするんですが、厳しい状況ではあるというお話でしたが、こども誰でも通園制度など、さらに保育士の確保が必要になってくると思います、どのような取組をされていかれますでしょうか、お教えてください。

こども課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

藤原課長。

こども課（藤原直臣課長）

こども誰でも通園なんですけれども、実際開始が令和8年度からですので、この令和7年度に、実際行っているところの視察のほうをちょっと考えておりますので、そこらを基に、ちょっと設計のほうをしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

視察に行っていたのは本当にありがたいと思います。でも、保育士さんが、募集してもなかなかやということも、募集の時期もいろいろ変えていただいているということもお聞きしているんですけども、そこがなかなかね、保育士さんが足りなくて、なかなかこども誰でも通園制度を取り組んでいくとなっても、厳しい状況と思うんですが、さらにどういうふうにお考えでしょうか。

こども課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

藤原課長。

こども課（藤原直臣課長）

保育士の募集につきましては、今後、広報以外に募集の方法を検討してまいりますので、よろしく願いいたします。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

ありがとうございます。ぜひとも本当に子供さんをしっかりと、お母さん方を助けるためにも、何かこのこども誰でも通園制度は本当にいい制度だと思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。

以上です、質問は。

委員長（前川和也議員）

それでは、一巡しまして、最後、大変恐縮でございますが、私から、委員長として質問させていただけたらと思います。

副委員長にお願いしたいと思います。

（進行を小島副委員長と交代）

副委員長（小島みゆき議員）

それでは、進行を交代させていただきます。

前川委員長、総括質疑をお願いいたします。

委員（前川和也議員）

担務としては、主に自治防災と消防になるかと思います。それ以外でも全庁的に取組が必要だと思うんですけども。防災ではなくて、国民保護について、令和7年度、何か本町としての取組や動きはありますでしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

副委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

南次長、お願いします。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

国民保護に関しましては、現在、次年度の取組ということでは、具体的には考えてはございません。

副委員長（小島みゆき議員）

前川委員長。

委員（前川和也議員）

以前質問させていただいたときに、近隣市の取組も踏まえて、今後、検討していきます。恐らく、近隣市というのは岸和田は実際訓練されまして、和泉市も令和5年度にされたかなと思います。国民保護というのは、いざ訓練となると、大阪府の関係機関でありますとか、国の機関でありますとか、民間の大きな民間企業の機関でありますとかで、非常に多岐にわたりますので、忠岡が独自で実施するというのは、ちょっと考えにくいことでもあるのかなというふうにも思うんです。ここでこそ、また2市1町の協定もまた生きてくるのかなというふうにも思うんです。泉大津市もされてませんし、高石もされてないので、この2市1町ぐらいの規模感でそういった府や国の関係機関と共同で訓練するというのも1つかなと思いますので、その方向性でも調査研究でもしていただけたらなと思うんですけども、いかがでしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

副委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼自治防災課長）

今、委員長申し込まれた近隣市、先般、岸和田市ですかね、一応この国民保護の実働での訓練ということで、泉州地域の団体を交えた訓練の実施があったということでございます。つきましては、本町につきましても、武力攻撃、近隣国からのミサイル発射というところが想定の下に、忠岡、新浜地区の一部に着弾したというところの想定を下に訓練が行われたという背景がございます。つきましては、本町も図上訓練というところになるかと思っておりますけれども、行った岸和田市のそういった訓練に対しての情報伝達訓練というところにも参加をさせていただいた次第でございます。

つきましては、先ほど申し上げた次年度の取組というところにつきましては、具体的なことはということはないというお話をさせていただきましたけれども、今後、災害と併せて、こういった国民保護に関してのそういった状況がいつ起こるか分からないという状況も踏まえる中で、一定のそういった訓練というところも視野に入れて、近隣の自治体の状況も参考にしながら取組をするということも重要であるというふうに考えてございますので、ご理解いただけたらというふうに思います。

副委員長（小島みゆき議員）

前川委員長。

委員（前川和也議員）

よろしくお願いたします。

次、最後ラストです。教育全般に関わることなんですけれども、町長に、これ最後、質問させていただきたいなと思います。

教育総合会議ですね、これ去年の11月に令和6年度、第1回として開催されたということなんですけれども、本町では例年1回開催されているかなというふうに思います。この新年度、来月からですね、新しい教育長さんも就任されて、新たに教育行政がスタートするという中で、やはり教育総合会議というのは首長さんの意見も表明して議論することができるという貴重な場でもありますので、これ何も年1回しか行ってはならないという縛りはないんですよね、2回やってるところが多いかなと。1回のところもありますけれども、複数回やってる自治体たくさんあります。和泉なんかむちゃくちゃやっていると思うんですけども、そういう場を有効活用して、町長の思いや考えなりを教育行政に、新教育長の下、反映していただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

副委員長（小島みゆき議員）

杉原町長。

町長（杉原健士町長）

はい、そういう機会を設けてしっかりと、こういういいタイミングのときですので、そういうことをしっかりと視野に入れながら頑張っていきたいと思っております。

副委員長（小島みゆき議員）

前川委員長。

委員（前川和也議員）

教育行政はやはり教育長が責任を持って執行していくものでありますけど、やはりこの忠岡町の行政の長として、教育にも積極的に関与していただいて、いい教育をつくっていただきたいなというふうに思います。

私からは以上でございます。

副委員長（小島みゆき議員）

前川委員長の質疑が終わりましたので、進行を交代させていただきます。

（前川委員長、進行に戻る）

委員長（前川和也議員）

はい、ありがとうございます。

それでは、これにて総括質疑を終結いたします。

続きまして討論でございますが、これより各委員の皆様方から意見の集約をするための時間について、どれぐらい必要かお聞きしたいなと思いますが、いかがでございましょうか。

4時15分からの再開ということで、一旦、休会といたします。

（「午後3時19分」休憩）

委員長（前川和也議員）

それでは、委員会を再開いたします。

（「午後4時15分」再開）

委員長（前川和也議員）

議案第19号 令和7年度忠岡町一般会計予算についてから、議案第23号 令和7年度忠岡町下水道事業会計予算についてまで、一括して皆様方の意見聴取を行います。

それでは、各委員の皆様、よろしく願いいたします。

まずは、二家本委員、お願いいたします。

委員（二家本英生議員）

忠岡町2025年度の予算案について、日本共産党の意見を申し上げます。

まずは、今年2月26日に発生した岩手県大船渡市の山林火災で亡くなられた方に対し、哀悼の意を表すとともに、今もなお現地で避難生活を余儀なくされている方に対し、お見舞い申し上げます。

そして、東日本大震災から14年がたち、甚大な被害に加え、コロナ禍、物価高、岩手県大船渡市での大規模火災発生など、今なお支援が必要な状況は変わっていません。国の

第2期復興・創生期間は2025年度が最終年とされ、原発被災地を除き、自治体への支援は原則終了し、必要な事業は例外的に支援するとされています。大軍拡をやめ、今なお必要な被災地支援に充てるべきであり、復興特別所得税の軍拡財源への流用は許されません。

東京電力福島第一原発事故で、いまだに16万人を超える方が避難を余儀なくされています。ところが石破政権は、エネルギー基本計画に原発の最大活用と新規建設を明記し、原発回帰への転換をはっきりと打ち出しました。甚大な被害を引き起こし、今も被害が続いています。この現実を無視して原発を最大限活用するなど許されません。

昨年10月27日に投票が行われた総選挙で、自公両党が過半数割れするという事態が生まれています。与党単独では悪法を押し通すことができなくなった政治情勢になりました。

石破政権の2025年度予算案は、大軍拡を進める一方、国民の暮らしには冷酷です。軍事費は前年度比で9.5%増、8,000億円増の8.7兆円を計上しています。社会保障費1.5%増、文教・科学振興費1.4%増などが物価上昇率以下なのに比べ、突出した軍事費優先です。さらに23年度からの5年間で43兆円に膨張させる計画で、増税分だけで20兆円近くになります。中小企業対策費0.1%増など、暮らしに関わる予算は、どれも24年の物価上昇率2.7%に追いつかず、実質マイナスであります。

いわゆる年収の壁が話題となっていますが、103万円というのは壁の問題ではなく、課税最低限の問題です。さらに重大なのは、国民民主党案でも政府案でも、もともと所得税の課税最低限に届かない低所得の人には1円の減税にもならないことです。所得税の課税最低限を上げるだけでは不公平で、消費税の減税が求められます。

米不足・価格高騰が止まりません。これは、政府の失政であり、米の生産者に価格補償や所得補償などで、生産者が希望を持って農業に取り組めるよう予算を大幅に増やすことが求められています。

国民の反対の声を受けて、政府は今年8月からの高額医療費引上げを一旦凍結しましたが、凍結ではなく白紙撤回すべきであります。

4月13日開幕まで1か月を切った大阪・関西万博ですが、府内の子供たちの遠足を無料招待しようとしています。万博会場の夢洲は現役の廃棄物最終処分場で、メタンガスが発生しガス爆発が起っています。メタンガスが発生し続けている危険な万博は中止すべきです。

昨年10月20日に忠岡町長選挙が行われ、産廃焼却施設誘致を進める杉原町長の得票は50%を下回り、過半数の支持を得ることができませんでした。これでは杉原町長は、産廃誘致の住民合意が得られたとは言えません。産廃誘致を住民に隠してきた結果ではないでしょうか。町長は選挙結果を重く受け止めるべきです。

新年度予算案は大軍拡と大企業応援という2つの分野では、異常なほどの放漫財政とな

っているのとは逆に、暮らしの予算は緊縮財政となっている、暮らしに冷たい予算案になっています。

このような状況の中、私たち日本共産党は、忠岡町の2025年度予算について、長く続く物価高に対し、暮らしや事業を支えるための予算、そして、忠岡町が住民の声を反映しているかどうかという視点で審査を行いました。結果として住民の声を聞かないと言わざるを得ません。

最初の大きな問題として、産業廃棄物焼却施設の誘致計画の問題です。令和4年8月にこの計画が発表されてから2年半が経過しています。この間、住民への説明はほとんどされておらず、この計画があまり知られていません。したがって、忠岡町は基本協定、そして2つの実施協定を締結し、計画を着実に進めています。今の10倍の規模の焼却炉であり、しかも、忠岡町以外の産業廃棄物を焼却する施設が新浜地区にできるということは、忠岡町のみならず近隣市にも影響を及ぼします。地域の環境悪化につながる問題であるにもかかわらず、不安の声を上げる住民の声を聞こうとしない強硬な姿勢は、行政の在り方として大問題です。

一昨年12月には、忠岡町をはじめ、近隣市町も含めた1万筆の署名をつけた産廃誘致計画を一旦やめて住民との話し合いを求める住民請願が出されましたが、残念ながら否決され、昨年12月議会でも産廃計画の凍結を求め住民から出された請願にも、議会は、否決しました。住民の不安の声を真摯に受け止めるべきではないでしょうか。忠岡町は産廃誘致の業者募集の際、町の役割として、住民に理解を求めることと、自ら公募で宣言していましたが、その姿勢が全く見られません。無責任極まりありません。住民の声を聞かず、産廃焼却施設建設を進めるのは断じて認めることはできません。

物価高騰は、私たちの暮らしを直撃しています。相次ぐ食品・日用品の値上がり、光熱費・燃料費の高騰は、住民や事業者に大きな負担を強いられています。国の施策である定額減税、給付金、そして物価高騰対策交付金の活用のみであり、町独自の施策が見られません。国が支え切れない部分を補うのが地方自治体の役割です。新年度予算では、事業者を支える施策や、住民の暮らしを支える施策がほとんどありません。その一方、自治体DXに対応するため、自治体システム標準化のための予算、文書管理システム及び電子決済システムの導入、シビックセンター内にWi-Fi環境の整備などに多くの予算が充てられています。物価高騰で暮らしや事業継続が厳しくなる中、本当に今必要な事業でしょうか。

4月13日から開催される大阪・関西万博関連予算として1,886万円が計上されています。廃棄物処分場である夢洲で行われる大阪・関西万博は、メタンガスをはじめ、数種類の有毒ガスが発生源であること、災害時の対応がいまだに不十分なこと、熱中症対策に不安があることなど様々な課題を抱えています。大阪府が進める学校単位での無料招待についても、下見が開催ぎりぎりまでできず、安全に引率することができないとして、辞

退する自治体・学校も増えているのは当然だと言えます。子供の安全確保を第一に考える必要があります。また、町独自の子供招待事業も、あくまで希望する子供のみであり、希望しない子供との不公平感が拭い切れません。学校単位での招待事業及び忠岡町が補助する招待事業については見送ることを求めます。

今回、示された財政収支見通しでは、今後5年間は予算ベースで約2.8億円から約1.7億円が赤字と示されています。これは、忠岡町の財政が今後も厳しいと思わせているような資料になります。しかし、今回の委員会で、令和6年度の3月最終予算の見込みでは、約2.8億円の赤字と示されていますが、2月末で約1億円の黒字になる見込みになると答弁がありました。他の委員の質問でもあったように、後年度の予想される赤字に対しては毎年の不用額もあり、ほぼ、相殺されるとの答弁もありました。それなら、住民福祉サービスの向上のため、保育料無償化・こども医療費無償化・学校給食費無償化の3つの無償化、福祉バスの土日祝運行、国保料・介護保険料の引下げ、上下水道料金の引下げなど、様々な住民福祉の増進に活用できるのではないのでしょうか。

新規事業として、こどもチャレンジ支援ですが、月額5,000円が上限ということですが、あまりにも実態に離れ過ぎていると言わざるを得ません。民間の調査でも、1か月当たりの平均金額は約1万7,600円です。対象にしている子供の家庭で、この差額分を払ってでも習い事に行けるのか疑問であります。きちんとした制度設計が必要で、この事業も認められません。

ほかには、消費税が5%から8%に上がる際、国は増税理由を福祉の充実のために使うと言ったため、地方消費税交付金のうち、社会保障の財源を明示する額である2億5,100万円を既存の福祉サービスに充当しています。既存の福祉サービスの財源に置き換えるだけでなく、新たな福祉サービスの活用などを行い、福祉の充実に活用すべきではないのでしょうか。また、働く婦人の家が廃止されて1年が経過します。代替施設の検討もされておらず、男女協働参画計画を進める姿勢に欠けているのも問題です。一日も早く、代替施設の設置を求めます。

福祉バスの運営については、引き続き、昨年同様の委託業務となり、平日の運行のみです。今後の運行についてはアンケートを実施するなど、運行拡充に向けて、住民の声を取り入れようとするのは一歩前進と見ますが、住民の利便性のため、まずは土曜日運行を始めることを引き続き求めます。

就学前施設への給食費無償化、適応指導教室の継続、高齢者単身・非課税世帯及び独り親世帯への水道基本料金の減免などは新年度では継続されます。引き続き、継続されるようにお願いします。

国民健康保険事業勘定特別会計は、今年度、大阪府内全ての市町村が統一保険料になりました。大阪府は1人当たりの医療費は全国で15位なのに、保険料は全国トップであることでも分かるように、医療給付費に対し保険料が高いことです。保険料を取り過ぎてい

るのが明らかにもかかわらず、保険料の抑制に僅かしか使わず、大阪府や市町村に基金としてためこんでいます。忠岡町もほかの市町村と一緒に、府に対して保険料の引下げを求めているとはいえ、本当に高いと思うなら、町独自で一般会計から法定外繰入を行い、保険料の引下げを行い、負担軽減をすればいいのですが、それも国保運営方針に合わないということで、やらないとのこと。引き続き、国保料の引下げを求めます。

また、徴収を国保ではなく税務のほうに移してしまったという問題点、払えないぐらい高い保険料を無慈悲にとると、徴収するということがないように、保険課が状況をきちんと把握して、国保の無理な徴収ということがされないことを引き続き求めます。

介護保険事業会計では、第9期の3年目で、基準額は前年と変わらず月6,410円となっています。しかし、介護保険を利用できるのは認定を受けた方のみです。また、介護認定の際、要介護1から要支援に落とす仕組みがあり、以前の区分より低い認定を受けたケースも多くあります。区分認定の際は、本人のみならず家族、ケアマネの状況も踏まえて、本人から介護サービスを取り上げることをしないよう、慎重な認定判定を求めます。保険料についても、まだ高止まりをしています。高過ぎる介護保険料は一般会計から繰り入れて引下げをすることを求めます。

後期高齢者医療保険会計では、令和6、7年度も前回の2年間の保険料より値上げされています。そして、後期高齢者広域連合は、過去5年間は大幅な黒字であり、基金にもためこんでいます。国保と同様に、医療給付費の過大見積りをやめ、取り過ぎた保険料は加入者に返し、基金の取崩しを行い、保険料の引下げをするよう求めます。

下水道会計では、一過性ではありますが、収益的収支での黒字を下水道料金に充てる事が確認できました。全ての世帯が料金引下げになるような施策を取り入れてください。

このように、忠岡町には住民要求に応える姿勢が見られません。物価高騰に応える施策も見られません。2025年度新年度予算案について、私たち日本共産党議員団は、住民の声で動く町政、そして、物価高騰で大変な住民の暮らしを支える町財政運営を求め、下水道事業会計は賛成、一般会計予算、国民健康保険事業勘定特別会計予算、介護保険特別会計予算、後期高齢者医療特別会計予算に対して反対いたします。

以上です。

委員長（前川和也議員）

はい、かしこまりました。

では、続きましての意見集約でございますが、三宅委員、どうぞ。

委員（三宅良矢議員）

令和7年度予算委員会における無所属の会の意見を申し上げます。

今回の予算審議を通じまして、以下の4点が特に重要であると考えております。

1、財源の適正配分。たばこ税やふるさと納税の活用方針をより明確にし、収益拡大や住民サービスの向上に結びつけてください。

2、地域の実態に即した計画策定。改訂や見直しを進める総合計画、防災計画、福祉計画などにおいて、住民や現場の声が反映され、かつ数値目標やマイナーだけど需要があるようなニッチな内容が盛り込まれた、日本一小さいまちづくりにふさわしい実効性のある施策の策定を進めてください。

3、住民との対話の強化。教育長が4月より着任されるということで、これで3役がそろい踏みとなります。担当部長が中心ではなく3役が中心となった住民説明の機会の展開を、政策決定過程における必要性などの説明責任の在り方を明確にし、透明性を向上させて進めてください。

4、持続可能な行政運営。特に人材確保の見通しと業務効率化を進め、長期的な視点で持続可能な町政を目指してください。

最後になりますが、賛成、反対に向けて理解することについて、大変迷うことになった事業は、習い事助成チャレンジ事業です。この事業において、対象となる世帯の所得基準の設定が、あまりにも低過ぎる設定で開始する点については看過することはできません。このまま進めていけば、貧困家庭間におけるあつれきやねたみを助長し、子供を介して社会の分断をより深める結果となります。例えば、夫婦と小学生2人の4人家族を例に取れば、生活保護世帯や可処分所得、実質的な手取りが20万円程度以下の世帯と、それを僅かに超える世帯が、互いにねたみ、非難し陰口をたたきあう構図が生まれます。前者が後者に対して、我々は貧しいのだから優遇されるべきだという意識を強め、後者は前者に対して、ろくに働きもしないのに恩恵だけを受けているという反感の意識を互いに抱くことになりかねません。こうした意識の対立が深まれば、公平性への疑念が生じ、ひいては制度自体への信頼感が損なわれます。また、募集の仕方や周知によっては、その対立意識をより強め、顕在化させることになるでしょう。安定した生活を送っている方が、生活困窮の実態や社会形態や相関関係を無視した上での、机上の計算のみに基づいて設計・線引きを行った制度であることがあまりにも明白です。私はこのような社会の分断を防ぐためにも、公務員の所得水準、もしくは忠岡町の平均所得322万円程度までか、所得の中央値までは対象を広げるべきであると意見を述べてきました。当初は、こうした意見は全く聞き入れられず、ただ、理解くださいとの繰り返しで終始しました。また、私が今回の予算審議において最も重視したケアマネジャー更新費用の助成は、全く取り上げられることすらありませんでした。

この2点により反対も辞さない覚悟でありましたが、本日、町長が習い事助成チャレンジに対してされた、これを盛り上げていくという回答により、次年度以降については、評判がよくニーズがあれば、世帯所得の基準については段階的に上げる幅は高めていくという約束を取りつけさせていただいたと思いますので、ケアマネ助成については今後の課題として残しておきます。

最後に、本予算委員会において交わされた議論については、副町長、4月以降は教育長

を含めて、以下全職員が執行機関としての責務を全うし、しっかりとその職務を果たし、我がこと意識で反映していただくことを強く求めます。以上の理由から、令和7年各予算案に賛成いたします。

以上。

委員長（前川和也議員）

はい、ありがとうございました。

続きまして、尾崎委員、お願いできますか。

委員（尾崎孝子議員）

令和7年度の本町の予算案につきまして、当会派の意見を申し上げます。

今年度の令和7年度の予算編成は、10年後、20年後の我が町を見据えた予算編成であります。

まずは、昨年、町長に再選した杉原町長が懸案し、公約にも上げていました今年度予算案の第2子、ゼロ歳から2歳の保育料の無償化の施策について。切れ目のない子育て支援が充実したまちづくりの中で、将来の担い手でもある子供の施策として、第2子の保育料を国が半額で掲げているところを、町独自の施策としての無償化に取り組むということで、子育て家族の負担を和らげることができるということで評価いたします。

また、以前から、町の施策として推し進めている3歳から5歳までの子供たちの給食費、主食費、副食費の無償化についても、年間8万5,200円の負担を続けていくという施策は、現在も子育て家族を支えております。まだまだ物価高騰が収まらないと予想される中で、子供たちの体づくりのために、質だけは落とさないように要望いたします。

また、新しく子どもチャレンジ支援事業も加わり、対象の子供たちに学習指導要領で取り扱われている種目・分野に関する習い事に関わる費用を、児童生徒1人当たり月額5,000円を上限に補助金を交付するという施策は有意義なものです。子供たちの夢や希望を育む足がかりとなることを期待します。4歳から中学生までの多岐にわたり支援することで、どんな家庭環境でもチャレンジすることができ、まさに切れ目のない子育て支援を充実させていくこととなります。将来に不安なく子育てをしていただくために、そして町の活性化につながってまいります。

ますます少子化、高齢化が進む中で、本町も2045年、20年後には約1万4,000人となる予想があります。現在より約3,000人減少すると言われております。このままでは行政の担い手が少なくなり、町の財政の見通しは収支見通しから見ても非常に厳しいものであります。この現状を見据え広域連携は大切です。既に2市1町で広域連携を締結しており、福祉バスの相互利用ができるバス停の運行や、広報紙の連載による情報の共有を始めております。今年度は、新しく2市1町の周遊企画事業等の企画もあり、総括にどういう観点で進めていくかお尋ねしたところ、答弁にて、この4月より2年間、忠岡町、高石市、泉大津市とで職員人事交流も予定されているとお聞きしました。今後も新た

な動きを希望いたします。

また、財源にも限りがある中で、いかに住民の要望に応えられるか、忠岡町の収入を増やすかを考えたとき、企業版ふるさと納税、ホームページのバナー広告による収入、基金の運営、公用車の広告などの稼ぐ視点が必要になります。公民連携を重要施策として掲げておられますが、公民連携のガイドライン策定など、より一層推し進めていくことを要望いたします。

町民協働の実現には、町民一人一人が、自分たちのまちは自分たちで支えるという意識を持ち、行政と協働しながら支え合う仕組みをつくることが重要です。町民と行政が共に力を合わせることで、誰もが安心して暮らせる持続可能な社会を築くことができます。本町でも、町民との協働を積極的に進め、地域に根差した支え合いの仕組みを構築することが地方自治には求められています。

これらの要望に、予算執行の中での運営において取り組んでいただくことを求め、2期目の杉原町政運営に期待いたしまして、令和7年度の一般会計並びに特別会計、全予算案に賛成いたします。

以上でございます。

委員長（前川和也議員）

ありがとうございました。

では、最後に小島副委員長、お願いいたします。

副委員長（小島みゆき議員）

令和7年度忠岡町一般会計及び各特別会計当初予算案について、公明党の意見を申し上げます。

まず初めに、今月、岩手県での山林火災で被災された方にお見舞いを申し上げます。我が国では、風水害などの災害や、南海トラフの発生確率が80%に引き上げられるなど、大災害への懸念が大きくなっています。災害に強いまちづくりを推進すると言われていいますので、町民が安全に安心して生活できるよう取組をされていかれることを強く願います。

令和7年度忠岡町の当初予算における重点ポイントの説明では、昨年と同様に10年後、20年後の町の将来を見据えた予算編成とされています。

1、子育て支援の充実では、安心して子育てができる支援や環境の充実。

2、健康づくりの推進では、住民の健康寿命延伸の推進。

3、まちのにぎわいづくりの推進では、忠岡駅周辺をはじめとしたにぎわいづくりを推進。

4、住民サービス向上と業務効率化に向けたDXの推進では、住民の利便性を第一に考えた行政手続や行政システムにおけるデジタル化の推進と言われています。

一方、近年、主食である米や食料品などの物価高騰により、暮らしは大きな打撃を受け

続けており、町民の生活防衛策は喫緊の課題であります。忠岡町でも、これまで国の交付金を活用して、学校給食費の無償化や子供食料費支援などの対策を講じてきました。引き続き町民生活や企業の事業活動を支えるための支援策を速やかに実施し、生活が困窮している方々に支援を届ける必要があります。

加速する少子化への対応や、困難を抱えている女性、児童虐待や不登校等、子供たちの支援、命と暮らしの安心保障、防災・減災への投資、インフラの点検等の諸課題は、引き続き取り組んでいただきたい。

学校教育が充実したまちづくりとして、児童生徒の熱中症対策や安全な教育環境の整備、災害時の避難所とされている小中学校の体育館空調設備の設置。

出産・子育て応援事業、伴走型相談支援・経済的支援を受け、子育てしやすいまちづくりでは、切れ目のない子育て支援として、新規事業で第2子、ゼロ歳から2歳児の保育料無償化。継続事業で就学前施設給食費無償化、こちらは、町内施設だけなので何度も申し上げておりますが、町外施設に通っているお子さんにも支援を要望します。そして、子育て支援アプリを導入され、お忙しい親御さんにはスマートフォンで情報が見れることやお知らせが届くことは大変便利であり、今後もさらに保育所等の手続にも使えるよう更新していくこととともに、保育士の確保に努めること。

これまでも要望していた災害備蓄品の補充、带状疱疹ワクチン接種の助成を本年4月より導入。また、がんに罹患された方への社会参加を促進し、療養生活の質が向上するように、アピアランス支援である医療用ウィッグや乳房補正下着などの助成に取り組んでいかれることは評価します。さらに、がんだけでなく脱毛症で苦しい思いをされている方へも今後、取り入れていっていただきたい。

今後さらに全庁を挙げて鋭意努力され、適正に執行されることを要望し、令和7年度忠岡町一般会計、各特別会計、下水道事業会計予算に賛成をいたします。

以上です。

委員長（前川和也議員）

以上で、意見聴取を終結いたします。

それでは、これより採決に入りますが、各予算それぞれごとに1件ずつ行います。

委員長（前川和也議員）

まずは、議案第19号 令和7年度忠岡町一般会計予算についてを採決いたします。

議案第19号の予算を可とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

委員長（前川和也議員）

起立多数であります。

よって、本予算審査特別委員会に付託されました議案第19号 令和7年度忠岡町一般

会計予算については、起立多数により原案のとおり可決することに決しました。

委員長（前川和也議員）

続きまして、議案第20号 令和7年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計予算についてを採決いたします。

議案第20号の予算を可とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

委員長（前川和也議員）

起立多数であります。

よって、本予算審査特別委員会に付託されました議案第20号 令和7年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計予算については、起立多数といたしまして原案のとおり可決することに決しました。

委員長（前川和也議員）

次、議案第21号 令和7年度忠岡町介護保険特別会計予算についてを採決をいたします。

議案第21号の予算を可とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

委員長（前川和也議員）

起立多数であります。

よって、本予算審査特別委員会に付託されました議案第21号 令和7年度忠岡町介護保険特別会計予算については、本委員会としましては、起立多数により原案のとおり可決することに決しました。

委員長（前川和也議員）

次に、議案第22号 令和7年度忠岡町後期高齢者医療特別会計予算について採決を行います。

議案第22号の予算を可とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

委員長（前川和也議員）

起立多数であります。

よって、本予算審査特別委員会に付託されました議案第22号 令和7年度忠岡町後期高齢者医療特別会計予算について、本委員会としましては、起立多数により原案のとおり可決することに決しました。

委員長（前川和也議員）

次に、議案第23号 令和7年度忠岡町下水道事業会計予算についての採決を行います。

議案第23号の予算を可とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

委員長（前川和也議員）

全会一致であります。

よって、本予算審査特別委員会に付託されました議案第23号 令和7年度忠岡町下水道事業会計予算については、本委員会としまして、全会一致により原案のとおり可決することに決しました。

なお、ただいま採決を行いました内容につきましては、3月25日の本会議最終日において委員長報告を行いますので、よろしくお願いいたします。

委員長（前川和也議員）

それでは、閉会に当たりまして、町長よりご挨拶をいただきます。

町長（杉原健士町長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

町長。

町長（杉原健士町長）

3日間にわたりまして、慎重なご審議をいただきまして、本当にありがとうございました。受けましたいろいろな意見に対しまして、また要望等々ありましたけれども、その辺は真摯に受け止めながら、7年度予算を反映しながら、住民と共に前へ向かっていこうと思っております。

そして、クリーンセンターの問題でございますけれども、10月の選挙でも民意を反映してますし、その分、我々といたしましても、今回は広報紙にも1ページをつなぎながら、しっかりと住民にも説明しますし、今後も前へ向きながら、しっかりと地に足をつけながら、この施策を前へ進めてまいりたいと思いますので、どうぞ皆様方におかれましてもご協力のほどお願いいたしまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

委員長（前川和也議員）

ありがとうございました。

委員の皆様方にも、この3日間にわたりまして、慎重にご審査をいただきましてありがとうございました。

令和7年度予算審査特別委員会の委員各位には、審議に際し、本当にご協力を賜りまし

て感謝申し上げます。

また、理事者、職員の皆様におかれましては、この委員会にてたくさん指摘が出ましたことを念頭に、令和7年度の予算を執行していただきますようお願い申し上げまして、これにて本委員会を閉会といたします。

皆様、本当にお疲れさまでございました。ありがとうございました。

(「午後4時52分」閉会)

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和7年3月17日

予算審査特別委員会委員長 前川和也

予算審査特別委員会委員 二家本英生